

せとうち海岸漂着物対策調査 報告書

平成27年3月

広島県

委託先：特定非営利活動法人 瀬戸内里海振興会

目 次

第1章 事業の実施内容	
1-1 背景及び趣旨	1
1-2 事業の実施方法	2
1-3 海ごみ対策の必要性	3
1 海ごみの分類	3
2 海ごみの問題点	3
1-4 海岸漂着ごみを巡る情勢	5
1 海岸漂着物処理推進法の制定	5
2 基本方針の策定	6
3 地域計画の作成	7
第2章 海岸漂着ごみ清掃活動等の実施状況	
2-1 海岸清掃の活動状況	9
1 清掃活動の実施団体	9
2 清掃の実施場所	9
3 清掃の実施回数及び参加人数	10
2-2 海岸漂着ごみの回収・処理状況	12
1 県全体の回収状況	12
2 地域別のごみの種類と量	13
3 回収したごみの処理方法	15
2-3 平成26年度における海岸清掃状況の調査	16
第3章 海岸漂着ごみの清掃活動等の団体等	
3-1 海岸漂着ごみの清掃活動の分類	17
3-2 海岸漂着ごみの実施状況	17
1 ボランティア団体による清掃活動	17
2 リフレッシュ瀬戸内による清掃活動	19
3 せとうち海援隊による清掃活動	22
4 トヨタ自動車による活動の支援	24
5 アサヒビールによる活動の支援	27
6 県内漁協による清掃活動	30
第4章 清掃実施者との意見交換	
4-1 目的	31
4-2 実施方法	31
1 意見交換会への参加者	31
2 開催日時及び場所	31
3 参加団体	31
4-3 検討会の実施結果	32
1 概要	32

2	参加者からの意見	33
第5章 海岸漂着ごみの発生原因及び解析		
5-1	海岸清掃で回収したごみの種類	35
5-2	西部地域で多くみられる原因	36
1	広島湾の特性	36
2	カキ養殖の状況	37
3	西部海域にカキ養殖等に伴うごみが多い原因	38
第6章 漂着ごみの重点清掃海岸の検討		
6-1	海岸漂着物対策が重点的に推進される区域	39
6-2	重点海岸の候補の調査方法	39
1	重点海岸選定の考え	39
2	重点海岸の候補の選定	40
6-3	重点海岸の候補の基本情報の整理	43
第7章 海岸漂着ごみの清掃活動の課題		
7-1	課題の把握	45
7-2	清掃活動の課題	45
1	海岸漂着ごみの実態の周知が不足	45
2	清掃活動等の広報が不足	45
3	海岸漂着ごみの実態調査・記録が必要	45
4	海岸清掃実施の費用面の支援が必要	46
5	参加者の連携・協力が必要	46
6	海岸漂着ごみの原因となる関係業者の指導が必要	46
7	清掃活動している企業等の連携が必要	47
8	海岸清掃に対する行政の関係部局の連携が不十分	47
第8章 海岸漂着ごみの清掃を推進していくための対策		
8-1	海岸漂着ごみの実態の周知及び清掃活動の広報	49
8-2	海岸漂着ごみの実態調査・記録	51
8-3	海岸漂着ごみ清掃活動の費用面の支援	53
8-4	清掃活動実施者の連携・協力	54
8-5	関係業者の指導と連携	55
8-6	企業のCSR活動との連携	56
8-7	海岸清掃に対する行政の連携	57
終わりに		58
参考資料		

第1章 事業の内容

1-1 背景及び趣旨

全国的に、多くの海岸でゴミ等の漂着物が漂着し、海岸の環境への影響が提起・懸念されたことから、平成21年7月、海岸漂着物処理推進法が制定され、関係者の適切な役割分担と幅広い連携・協力の下で、海岸漂着物の様々な対策が実施されている。

県内の海岸漂着ゴミの状況について、平成25年度にその実態を調査したところ、県内の海岸で多くの海岸漂着ゴミが存在しており、こうした海岸漂着ゴミの清掃は、その多くがボランティア団体等の善意・負担により実施されている実態を把握することができた。

平成26年度においては、平成25年度に実施した調査をさらに深め、海岸漂着ゴミの詳細な実態、清掃しているボランティア団体等から清掃活動の課題等を把握し、関係者が連携・協力した対策を検討・推進する資料として、この調査を実施した。

今後、この調査で明らかとなった海岸漂着ゴミの実態及び課題を情報共有するとともに、関係者が連携・協力しながら、県内の海岸漂着ゴミ対策を推進していく必要がある。

1-2 事業の実施方法

本事業は、海岸漂着ゴミの実態を調査し、海岸清掃を継続実施していく課題の把握、海岸にゴミが漂着する原因・解析、今後の海岸漂着ゴミの清掃を重点的に実施していく海岸等を整理した。

《ステップ1》

- ・ 県内の海岸漂着ゴミの清掃活動、回収状況のアンケート調査
- ・ 海岸漂着ゴミの清掃活動の現地調査



《ステップ2》

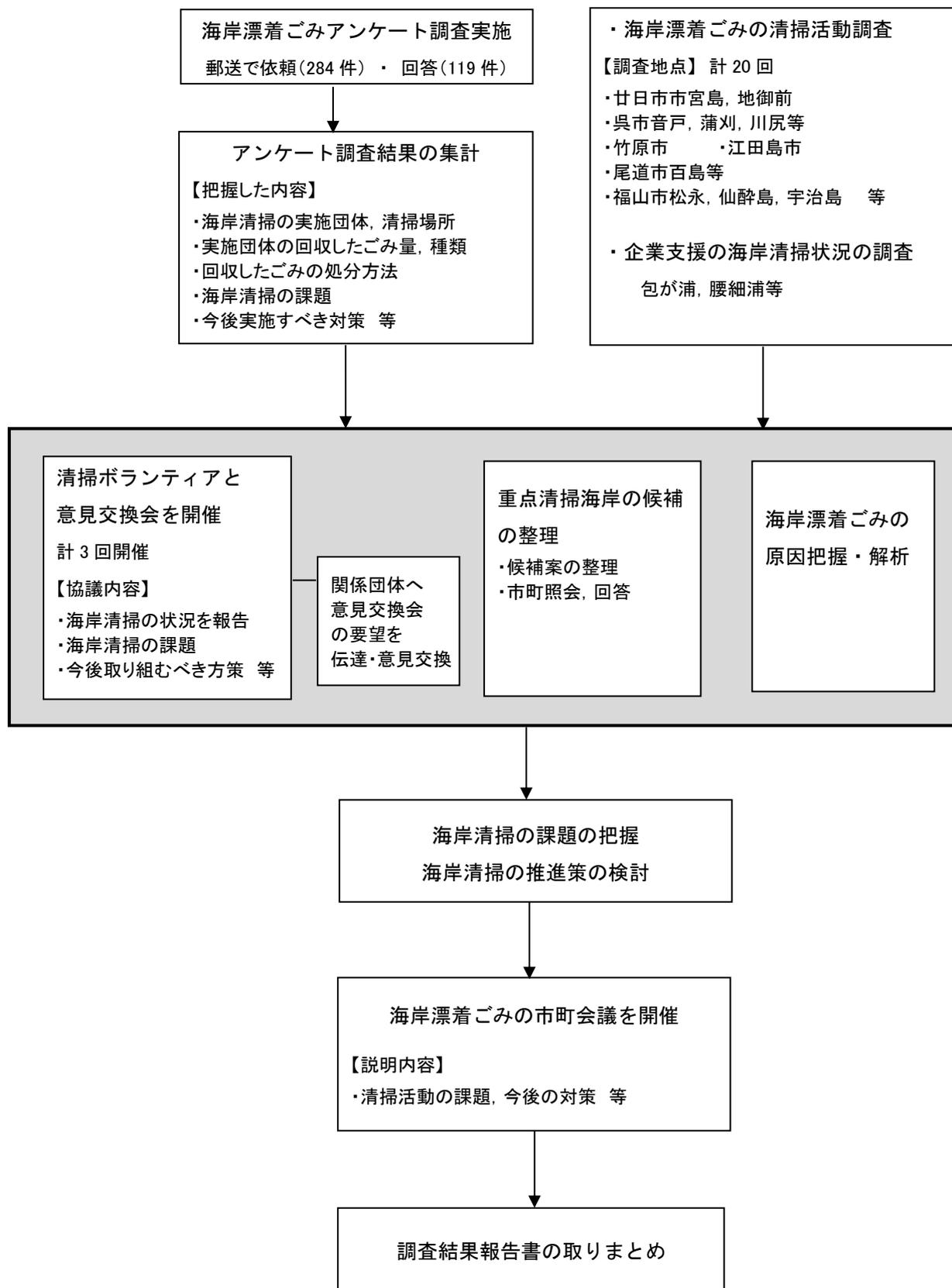
- ・ 調査結果の取りまとめ、海岸にゴミが漂着する原因の解析
- ・ 海岸清掃を実施しているボランティアと意見交換会を開催（課題、要望等の把握）
- ・ 重点清掃海岸（候補）の調査



《ステップ3》

- ・ 海岸漂着ゴミ対策連絡会議を開催し、県と市町で意見交換
 - ・ 海岸清掃の課題の整理
 - ・ 海岸清掃の推進策の検討
- ・ 以上の検討から、せとうち海岸漂着物対策調査報告書を作成した。

調査の実施フロー



1-3 海岸漂着ごみ対策の必要性

1 海ごみの分類

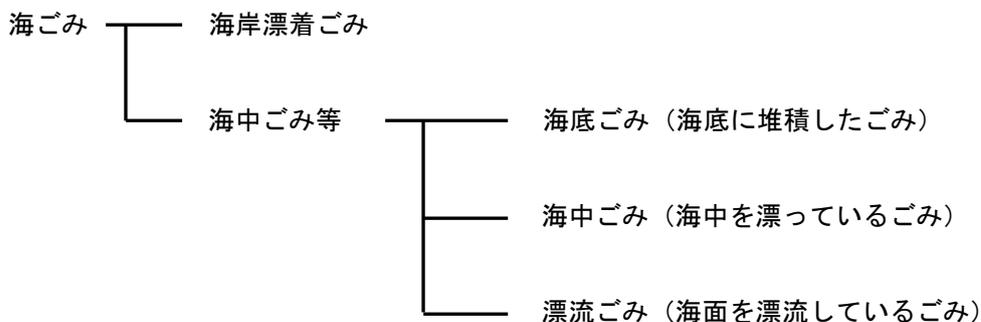
海岸漂着ごみは、潮の満ち引き、風、台風等の自然現象又は災害により、海岸又は海浜等に打ち上げられたごみをいう。

海岸漂着ごみは、海に存在したごみであるが、その由来については、海域での漁業等で発生したもの、河川を通じて陸上から海域に流されたもの(台風等の自然災害により発生したものを含む)、直接、陸上から不法投棄され海岸等に打ち上げられたものがある。

海に関係するごみ(海ごみ)は、海岸又は海浜等に打ち上げられた「海岸漂着ごみ」と海に存在する「海中ごみ等」に分類することができる。さらに海中ごみ等は、その態様により、「海底ごみ」、「海中ごみ」及び「漂流ごみ」に分類することができる。

なお、本業務では、海岸漂着ごみを対象としている。

【海ごみの分類】



2 海ごみの問題点

本業務では、海岸漂着ごみを対象としているが、海岸漂着ごみは、気象、海流その他の自然現象により、海中ごみ等が海岸漂着ごみとなることもあり、海岸漂着ごみと海中ごみ等(海底ごみ、海中ごみ、漂流ごみ)は一体として又は相互に関連するものである。

海ごみが及ぼす影響・問題点として、次のものが考えられる。

(1) 環境への影響

ア 海洋汚染・生態系への影響

漂着ごみに化学物質が付着又は有害物質が含有していることがあり、これらが海洋に溶出すると海洋汚染を生じさせ、魚・鳥等の生物に取り込まれると、生態系への影響が懸念される。

また、海岸に堆積したごみにより、海浜植物の光合成や健全な生育が阻害されることがある。

イ 海洋生物の被害

海洋生物が、人工のごみとエサの区別ができずに誤飲・誤食した場合はエサを食べることができなくなり、放置された漁網等のごみに体の一部が引っかかった場合は逃れることができなくなり、結果的に死んでしまうことがある(ゴーストフィッシング)。

ウ 海底環境の悪化

シート状のプラスチック（ポリ袋やレジ袋など）が海底等に沈むと、そのごみの下は、有機物が分解されにくくなってヘドロ化していき、海底環境が悪化する。

(2) 経済への影響

ア 景観の悪化・レジャーへの影響

瀬戸内海は国立公園に指定され、風光明媚な海岸、観光地が多く、海水浴その他のレジャーに利用されているが、海岸等に漂着したごみは、良好な景観を悪化させ、観光地のダメージとなり観光客の減少させるおそれがある。

イ 水産業へのダメージ

海ごみは、魚等の海洋生物の生態系に影響を及ぼし、漁網等の漁具を破損させて漁業者の負担となるばかりか、魚等が傷付けば商品価値が低下し、漁獲量そのものが減少し、水産業に大きなダメージを与えるおそれがある。

ウ 船舶通行の阻害

海ごみが船舶の通行路にあると、正常な船舶の通行に影響するとともに、船舶のスクリュー等が破損するおそれがある。

(3) その他の影響

ア 回収が困難・半永久的に残留

海ごみは、時間とともに小さな破片になり、特にプラスチックは紫外線で劣化してさらに微細化すると砂と混ざり合い、回収は困難になる。また、プラスチックは自然分解しないため、半永久に堆積・残留することになる。

イ 海岸活動の制約

海岸に医療廃棄物やガラス片などが漂着すると、利用できる海岸での活動が制約され、人に被害が及ぼすことがある。

項目	具体的影響の内容
環境への影響	海洋汚染・生態系への影響、海洋生物の被害、海底環境の悪化
経済への影響	景観の悪化・レジャーへの影響、水産業へのダメージ、船舶通行の阻害
その他の影響	回収が困難・半永久的に残留、海岸活動の制約

1-4 海岸漂着ごみを巡る情勢

1 海岸漂着物処理推進法（平成 21 年法律第 82 号）の制定

国は、海岸における良好な景観及び環境を保全するため、海岸漂着物等の円滑な処理及び発生の抑制を図ることを目的として、平成 21 年 7 月 15 日、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（海岸漂着物処理推進法）を制定し、同日付けで公布・施行している。

海岸漂着物処理推進法では、次の基本理念のもと、関係者の責務・連携を強化することで、海岸漂着物等の円滑な処理を図ることとしている。

基本理念

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">○総合的な海岸の環境の保全及び再生
～良好な景観の保全、生物の多様性の確保に配慮～○責任の明確化と円滑な処理の推進
～海岸管理者等をはじめとする関係者の責任の明確化～○海岸漂着物等の発生の効果的な抑制
～山から川、海へとつながる国民共通の課題～ | <ul style="list-style-type: none">○海洋環境の保全
～豊かで潤いのある国民生活に不可欠～○多様な主体の適切な役割分担と連携の確保
～国民の積極的な取組を促進～○国際協力の推進
～我が国及び周辺国にとっての共通の課題～ |
|--|---|



責務・連携の強化

- ①国の責務 ②地方公共団体の責務 ③事業者及び国民の責務
- ④海岸を有する地域のみならず全ての地域における関係者間の連携

基本方針・地域計画の策定等

国の基本方針の策定 → 都道府県の地域計画
(海岸漂着物対策推進協議会)

海岸漂着物等の円滑な処理

- (1) 処理の責任等
 - ① 海岸管理者は、海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講じなければならない。
 - ② 海岸管理者でない海岸の占有者等は、その土地の清潔の保持に努めなければならない。
 - ③ 市町村は、必要に応じ、海岸管理者等に協力しなければならない。
 - ④ 都道府県は、海岸管理者等に対し、必要な技術的助言等の援助をすることができる。
 - ⑤ 市町村は、住民の生活又は経済活動に支障が生じていると認めるときは、海岸管理者等に対し、必要な措置をとるよう要請することができる。
- (2) 地域外からの海岸漂着物の対応
 - ① 都道府県知事は、海岸漂着物の多くが他の都道府県の区域から流出したものが明らかであると認める場合は、他の都道府県の知事に対し、海岸漂着物の処理その他必要な事項に関して協力を求めることができる。
 - ② 環境大臣は、①の協力の求めに関し、必要なあっせんを行うことができる。
 - ③ 外務大臣は、国外からの海岸漂着物が存することに起因して地域の環境の保全上支障が生じていると認めるときは、必要に応じ、外交上適切に対応する。
 - ④ 都道府県知事は、海岸漂着物が存することに起因して地域の環境の保全上支障が生じるおそれがあると認める場合において、特に必要があると認めるときは、環境大臣その他の関係行政機関の長に対し、当該海岸漂着物の処理に関する協力を求めることができる。

海岸漂着物等の発生の抑制

国及び地方公共団体は、①発生状況・発生原因に係る定期的な調査 ②森林、農地、市街地、河川、海岸等における不法投棄防止に必要な措置 ③土地の適正な管理に関する必要な助言及び指導 に努める。

財政上の措置

- ① 政府は、海岸漂着物対策を推進するため、に必要な財政上の措置を講じなければならない。
- ② 政府は、国外又は他の地方公共団体から大量に海岸漂着物が漂着する離島その他の地域において、地方公共団体が行う海岸漂着物の処理に要する経費について、特別の配慮をする。
- ③ 政府は、民間の団体等の活動の促進を図るため、財政上の配慮を行うよう努める。

海岸漂着物対策推進会議の設置

- ① 政府は、海岸漂着物対策推進会議を設け、総合的、効果的な推進を図るための連絡調整を行う。
- ② 推進会議に専門的知識を有する者によって構成する海岸漂着物対策専門家会議を置く。

法制の整備

政府は、海岸漂着物対策を推進するための財政上の措置その他総合的な支援の措置を実施するため、必要な法制の整備を速やかに実施しなければならない。※本法については、施行から3年後に必要な見直しを行う。

2 基本方針の策定

平成 22 年 3 月、同法に基づき、「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）」が閣議決定により定められている。

基本方針では、「円滑な処理と効果的な発生抑制」、「多様な主体の連携の確保」及び「国際的な協力の推進」を3つの柱として、次の方向性が示されている。

海岸漂着物対策の基本的方向

<海岸漂着物等の円滑な処理>

- 海岸管理者等の処理の責任等
- 市町村の要請
- 地域外からの海岸漂着物に対する連携
- その他の事項

<効果的な発生抑制>

- 3Rの推進による循環型社会の形成
- 発生状況や原因の実態把握
- 国民や事業者によるごみ等の適正な処理の推進
- ごみ等の投棄の防止
- ごみ等の水域等への流出又は飛散の防止
- 海域における漂流物等の回収対策の推進

<多様な主体の連携の確保>

- 国民や民間団体等の積極的な参画の促進
- 自発的な意思の尊重と公正性・透明性の確保
- 民間団体等との緊密な連携と活動の支援

<国際的な協力の推進>

- 政策対話等を通じた関係国への働きかけ 等

その他

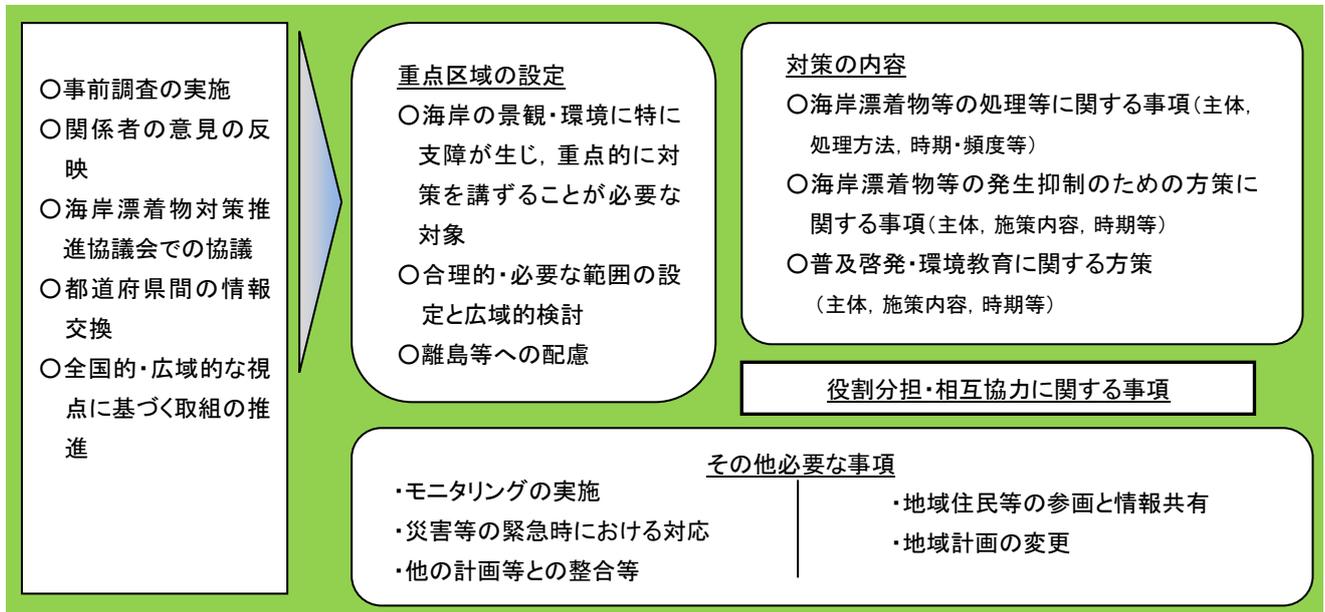
- 環境教育・普及啓発 ○技術開発・調査研究の推進
- 海岸漂着物対策活動推進員等の活用 等

3 地域計画の作成

海岸漂着物処理推進法で、海岸漂着ごみの円滑な処理等の推進を図るため、都道府県は国の基本方針に基づき地域計画を策定することができることとされている。

地域計画の作成に関する基本的事項は、次のとおりである。

地域計画の作成に関する基本的事項



地域計画の策定に当たっては、学識者、行政機関及びボランティア等の民間団体に構成する推進協議会を設置し、意見を聞くこととされ、海岸清掃活動を実施している関係者と連携して海岸清掃を実施する必要がある。

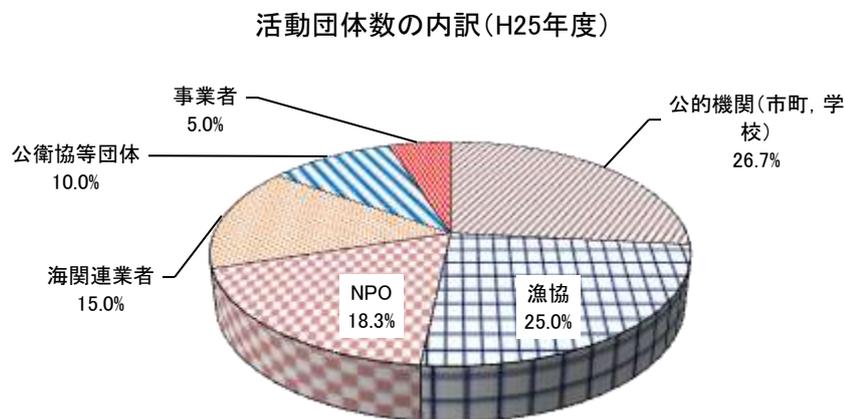
第2章 海岸漂着ごみの清掃活動等の実施状況

県内の海岸漂着ごみの実態を把握するため、県、市町、海岸管理者、海岸清掃を実施しているボランティア団体等にアンケート調査票を送付・回収し、平成25年度における県内の海岸漂着ごみの発生・回収・処理の状況等を把握した。

2-1 海岸清掃の活動状況

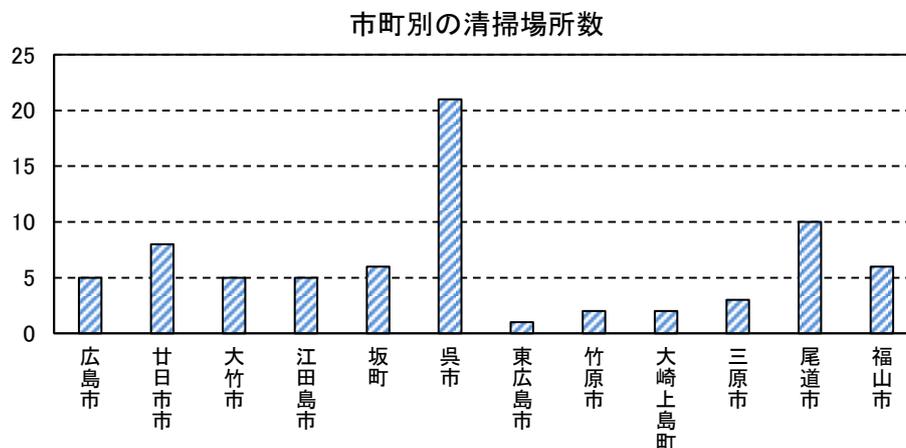
1 清掃活動の実施団体

- 平成25年度の海岸清掃の実態について、アンケート調査で、60団体に清掃の実績があった。
- この調査で把握した海岸清掃している60団体の業態別内訳は、公的機関（学校、市町）が16（26.7%）、漁協が15（25.0%）、NPO等団体が11（18.3%）、海関連事業者が9（15.0%）、公衛協等団体が6（10.0%）、事業者が3（5.0%）であった。



2 清掃の実施場所

- 県内の海岸清掃の実施場所は74カ所であった。
- 市町別は、呉市が21カ所（全体の28.4%）で最も多く、次に尾道市が10カ所（13.5%）、廿日市市が8カ所（10.8%）などであった。

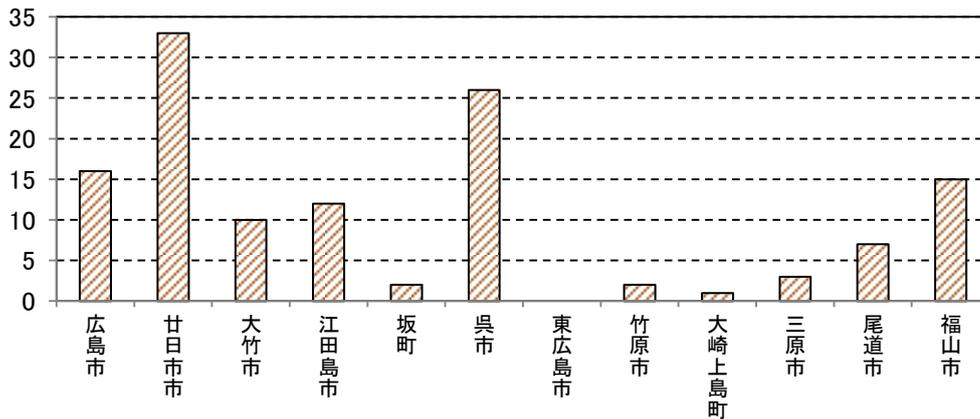


※ H25年度調査で確認した場所を含む。

3 清掃の実施回数及び参加人数

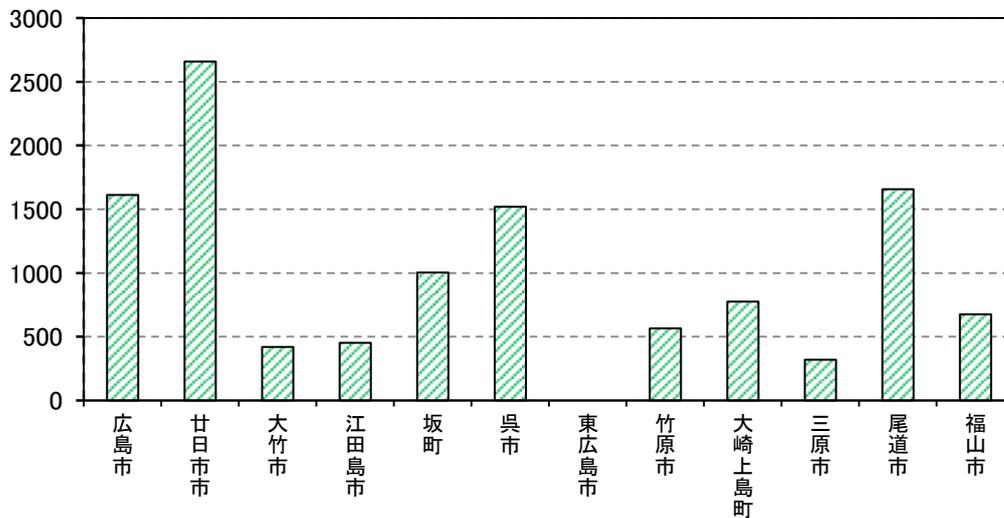
- 海岸清掃の実施回数は、全体で 127 回清掃され、そのうち廿日市市が 33 回 (26.0%) と最も多く、次に呉市が 26 回 (20.5%), 広島市が 16 回 (12.6%) などであった。
- また、海岸清掃の参加人数は、全体で約 11,600 人で、そのうち廿日市市が 2,659 人 (22.8%) と最も多く、次に尾道市が 1,658 人 (14.2%), 広島市が 1,612 人 (13.8%), 呉市が 1,521 人 (13.0%) などであった。

市町別の清掃回数(H25年度)



人数

海岸清掃の参加者人数(H25年度)



【清掃の実施場所】

	市町	清掃した海岸等		市町	清掃した海岸等
1	広島市	観音親水緑地	38	呉市	蒲刈町県民の浜
2	広島市	元宇品海岸・みなと公園	39	呉市	蒲刈町大野海岸(西側の海岸)
3	広島市	八幡川河口	40	呉市	蒲刈町初神浜(南側の海岸)
4	広島市	丹那港湾内	41	呉市	豊浜町大浜海岸
5	広島市	似島の海岸	42	呉市	豊町蒲野海岸
6	廿日市市	宮島入浜海岸	43	呉市	豊町白潟海岸
7	廿日市市	宮島腰細浦海岸	44	呉市	豊町野坂海岸
8	廿日市市	宮島包が浦海岸	45	呉市	鯖床浜
9	廿日市市	宮島杉之浦海岸	46	呉市	安浦町七浦海岸
10	廿日市市	宮島厳島神社周辺海岸(網之浦/西松原/ 御笠浜/有之浦/長浜/小魚切)	47	呉市	安浦町三津口湾
11	廿日市市	大野鳴川海岸	48	呉市	安浦町柏島
12	廿日市市	地御前海岸・漁港周辺	49	呉市	川尻町神田造船所前海岸
13	廿日市市	阿品海岸	50	呉市	仁方皆実港, 本町港, 戸田港
14	大竹市	阿多田島沿岸(長浦海岸等)	51	東広島市	安芸津町風早港, 大芝島, 龍王島
15	大竹市	飛石港周辺	52	竹原市	大久野島東海岸
16	大竹市	小方港周辺	53	竹原市	的場海岸
17	大竹市	玖波地区沿岸	54	大崎上島町	大串海岸
18	大竹市	小方南港周辺	55	大崎上島町	野賀海岸
19	江田島市	長瀬海岸	56	三原市	すなみ海浜公園
20	江田島市	入鹿海岸	57	三原市	須之上海岸(佐木島)
21	江田島市	長浜海岸	58	三原市	北浦海岸(小佐木島)
22	江田島市	大柿町飛渡瀬海岸	59	尾道市	向島干汐海岸
23	江田島市	沖美町沖地区海岸	60	尾道市	向島大町海岸
24	坂町	バイサイドビーチ坂	61	尾道市	向島立花余崎海岸
25	坂町	坂なぎさ公園(平成ヶ浜海岸)	62	尾道市	向島釣ヶ浜海岸
26	坂町	鯛尾六字岩海岸	63	尾道市	百島町海岸
27	坂町	横浜海岸	64	尾道市	向島ドック
28	坂町	水尻海岸	65	尾道市	戸崎干潟
29	坂町	小屋浦海岸	66	尾道市	瀬戸田サンセットビーチ
30	呉市	狩留賀海岸	67	尾道市	因島三庄湾
31	呉市	音戸町大浦崎海岸	68	尾道市	因島宇和部船台
32	呉市	音戸町早瀬瀬戸一帯	69	福山市	松永湾
33	呉市	倉橋町桂浜海岸	70	福山市	仙酔島
34	呉市	倉橋町海越海岸	71	福山市	鞆平地区, 原地区, 江の浦地区, 石井地区
35	呉市	倉橋町宝尾港	72	福山市	宇治島
36	呉市	倉橋町とうせん浜	73	福山市	内海町横山海岸
37	呉市	蒲刈町恋ヶ浜	74	福山市	内海町志垣の浜

2-2 海岸漂着ごみの回収・処理状況

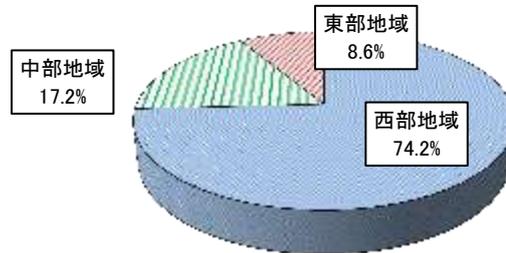
平成25年度（1年間）の海岸清掃で、回収したごみ量及び種類を調査した。

ごみの種類は、自然系と人工系の割合（重量ベース、以下同じ）、自然系は流木類、海藻類、人工系はプラスチック、発泡スチロール、ガラス・金属類、建築資材等の割合を調査した。

1 県全体の回収状況

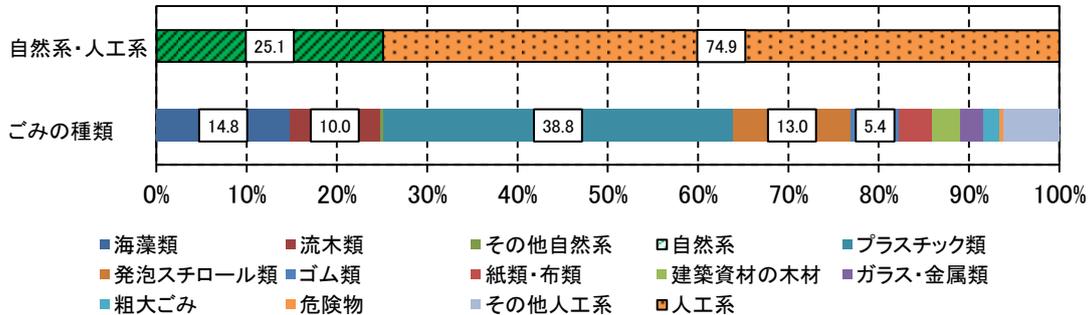
- 県内の海岸清掃で回収されたごみ量は、約228トンであった。
- ごみ量を西部、中部、東部の地域別に見ると、西部地域が169.4トン（74.2%）とかなり多く、次に中部地域が39.3トン（17.2%）、東部地域が19.7トン（8.6%）であった。
- ※ 西部地域は倉橋島以西、中部地域は倉橋島以东～高根島、東部地域は高根島以东で区域分け

海岸漂着ごみの地域別の量(割合)

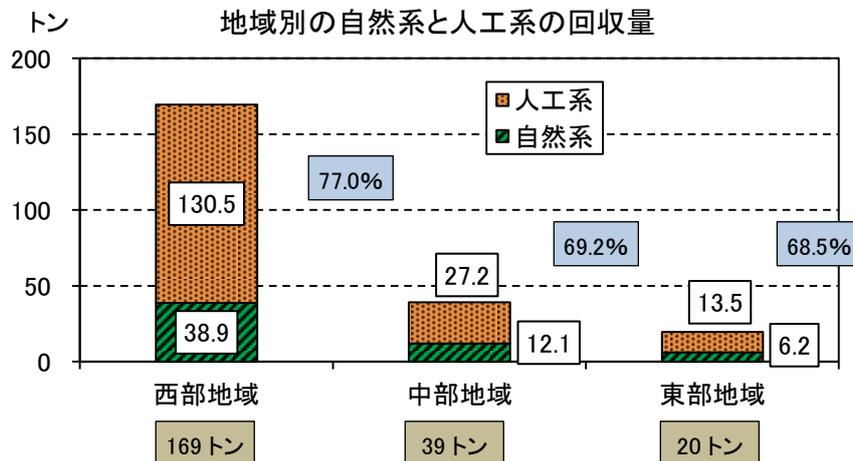


- ごみ量を自然系と人工系の割合で見ると、自然系が約25%、人工系が約75%となっている。

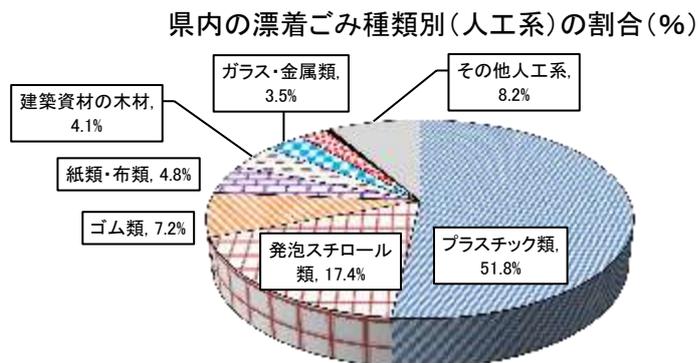
県内の漂着ごみ種類の割合(%)



- 自然系と人工系のごみ量を地域別に見ると、人工系の割合は、西部地域が77.0%、中部地域が69.2%、東部地域が68.5%で、西部地域が人工系の割合が少し高かった。



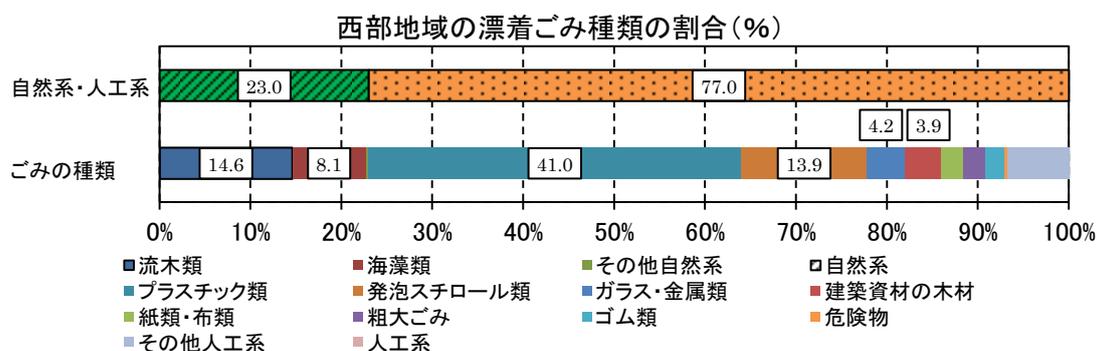
- 人工系ごみ量を種類別に見ると、プラスチック類が 89 トン (51.8%)、発泡スチロールが 30 トン (17.4%)、ガラス・金属類が 12 トン (7.2%) であった。



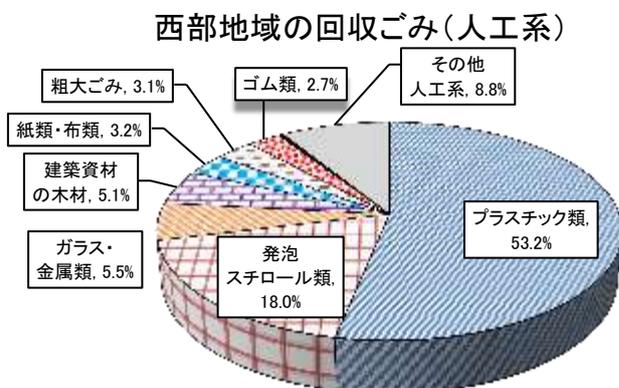
2 地域別のごみの種類と量

(1) 西部地域

- 西部地域の自然系と人工系の割合は、自然系が 23.0%、人工系が 77.0%であった。

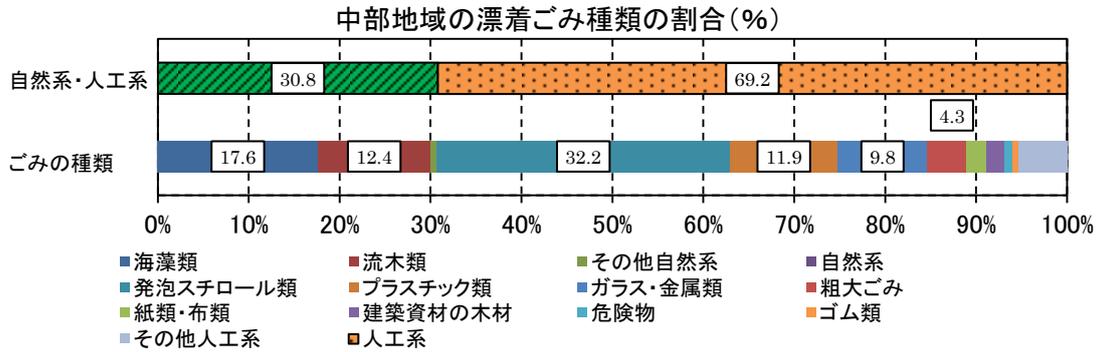


- 人工系のごみ量は 130.5 トンで、種類別に見ると、プラスチック類が 69.5 トン (53.2%)、発泡スチロールが 23.5 トン (18.0%) あり、その多くはカキ筏のパイプ、リング等のプラスチック類、フロートの発泡スチロールであり、これらはカキ養殖から発生したものと特定できる。



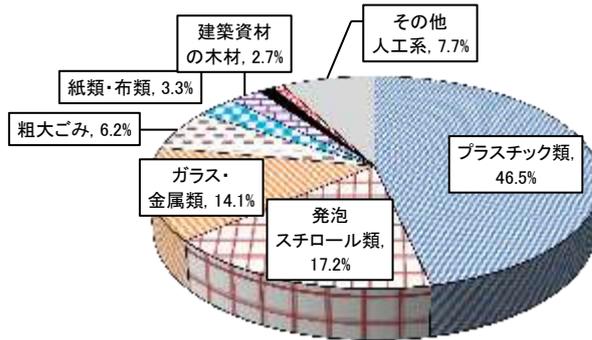
(2) 中部地域

○ 中部地域の自然系と人工系の割合は、自然系が 30.8%、人工系が 69.2%であった。



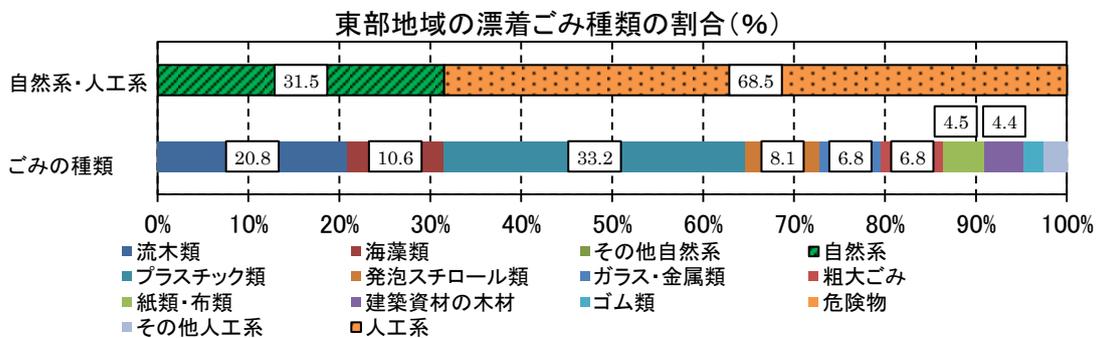
○ 人工系のごみ量は 27.2 トンで、種類別にみると、プラスチック類が 12.7 トン (46.5%)、発泡スチロールが 4.7 トン (17.2%) あり、その多くは西部地域と同様に、カキ筏のパイプ、フロートの発泡スチロールであった。

中部地域の回収ごみ(人工系)

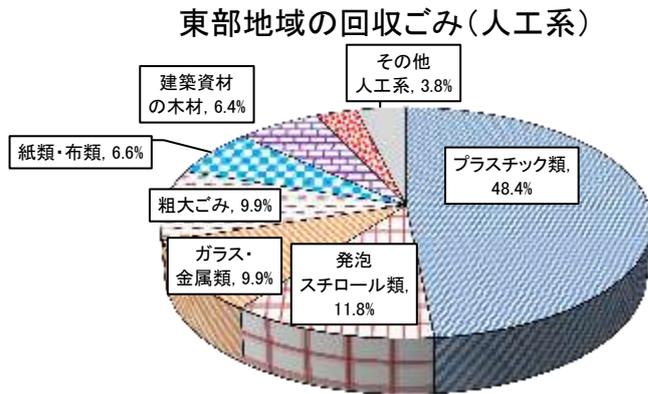


(3) 東部地域

○ 東部地域の自然系と人工系の割合は、自然系が 31.5%、人工系が 68.5%であった。

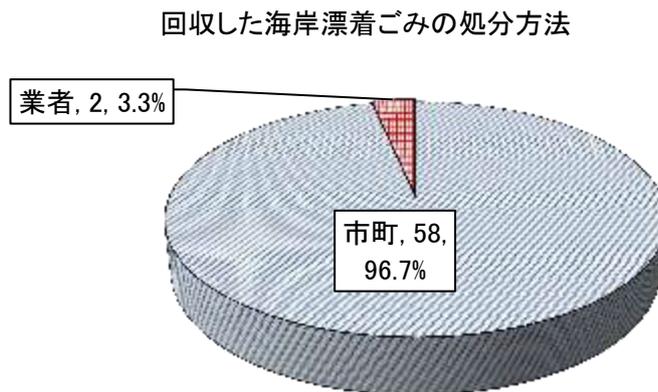


- 人工系のごみ量は 13.5 トンで、種類別にみると、プラスチック類が 6.5 トン (48.4%)、発泡スチロール類が 1.6 トン (11.8%) あった。



3 回収したごみの処理方法

- 回収したごみは、市町処分が 58 件 (96.7%)、民間委託が 2 件 (3.3%) で、ほとんどが市町で処理されていた。



2-3 平成26年度における海岸清掃状況の調査

番号	清掃活動団体	調査日	天候	調査場所	市町	場所の状況	参加人数
1	県東部アサリ協議会(浦島地区)	H26.4.7	晴	百島町全域	尾道市	砂浜, 岸壁	2
2	江田島カヌークラブ	H26.5.31	晴	サンセットビーチおきみ入鹿海岸海水浴場	江田島市	砂浜	30
3	宮島未来ミーティング	H26.6.8	晴	宮島町包が浦	廿日市市	砂浜	130
4	呉市川尻中学校	H26.6.17	晴	川尻町七浦海岸	呉市	砂浜	72
5	廿日市市宮島支所	H26.6.21	曇	宮島網之浦, 西松原, 御笠浜, 長浜, 杉之浦	廿日市市	砂浜	300
6	環境市民ネットまつなが	H26.6.21	曇雨	松永湾	福山市	岸壁	20
7	SSFC 海辺の清掃実行委員会	H26.6.22	晴	下蒲刈島北部海岸	呉市	砂浜, 岸壁	14
8	能美中学校, 大柿高校	H26.6.26	曇	長瀬海岸	江田島市	砂浜	152
9	竹原港湾管理事務所	H26.6.29	晴	的場海岸, 的場西海水浴場	竹原市	砂浜	450
10	明るいまちづくり鞆学区委員会	H26.7.4	曇	仙酔島	福山市	砂浜	85
11	リフレッシュ瀬戸内 in 呉	H26.7.5	曇	大浦崎海岸	呉市	砂浜	310
12	山陽建設㈱	H26.7.5	曇	すなみ海浜公園	三原市	砂浜	41
13	広島市都市整備局みなと振興課	H26.7.6	晴	広島みなと公園	広島市	岸壁	150
14	浦島漁業協同組合 百島支所	H26.7.12	晴	満越干潟, 鳥居前干潟	尾道市	その他	16
15	公財日本釣振興会中国地区支部	H26.7.16	晴	広島港デポルトピア前海辺	広島市	その他	17
16	廿日市市環境政策課	H26.7.19	曇	地御前海岸	廿日市市	砂浜	200
17	百島町福田地区住民	H26.7.20	晴	百島福田地区(海老呑・女男岩・波土・寺崎)	尾道市	砂浜	21
18	瀬戸内宇治島クラブ	H26.7.21	快晴	宇治島	福山市	砂浜	230
19	浦島漁業協同組合 百島支所	H26.7.21	晴	百島 本村地区(福田港), 泊地区(よしの浜)	尾道市	砂浜	36
20	宮島未来ミーティング	H26.9.6	晴	腰細浦海岸	廿日市市	砂浜	60

第3章 海岸漂着ごみの清掃活動の実施団体等

3-1 海岸漂着ごみの清掃活動の分類

海岸漂着ごみの実態を把握するアンケート調査及び市町等からの情報をもとに、県内の海岸漂着ごみ清掃活動の実施状況を把握した。

清掃活動の形態として、大きく、①ボランティア団体により自主的に実施されるもの、②行政が住民に呼びかけて実施されるもの、③企業の支援により実施されるもの、④事業者が自主的に実施しているものに分類される。

	分類
分類1	ボランティア団体により実施されるもの
ア	ボランティア団体が自主的に実施
イ	県の認定を受けたボランティア団体が実施（せとうち海援隊）
分類2	行政が住民に呼びかけて実施されるもの（リフレッシュ瀬戸内等）
分類3	企業の環境保全活動の一環として実施されるもの
ア	企業の支援を受けたボランティアが住民に参加を呼び掛けて実施
イ	企業の助成を受けた機関が海岸の環境保全活動を実施する団体を募集して実施
分類4	漁業関係者が実施するもの

3-2 海岸清掃活動の実施状況

1 ボランティア団体による清掃活動（分類1，ア）

多くのボランティアにより海岸清掃が実施されており、把握した団体は表のとおりである。

ボランティアは、特定非営利活動法人（NPO法人）、町内会、老人会又は公衆衛生推進協議会等の組織、公益法人など様々である。

番号	活動団体	主な清掃場所	市町	区分	場所の状況
1	㈱広島港湾管理センター	広島みなと公園	広島市	西部	護岸
2	公財日本釣振興会中国地区支部	広島港デポルトピア前海辺	広島市	西部	その他
3	(公財)広島県セーリング連盟	観音親水緑地公園	広島市	西部	公園
4	宇品西学区衛生推進協議会	広島みなと公園	広島市	西部	護岸
5	広島大学海岸工学研究室	廿日市市宮島町の腰細浦	広島市	西部	砂浜
6	江田島カヌークラブ	サンセットビーチおきみ、入鹿海岸海	江田島市	西部	砂浜
7	NPO 法人郷土の環境を守る会	入鹿海岸	江田島市	西部	砂浜
8	能美中学校	江田島市 長瀬海岸	江田島市	西部	砂浜
9	大柿高校	江田島市 長瀬海岸	江田島市	西部	砂浜
10	宮島未来ミーティング	宮島の海岸	廿日市市	西部	砂浜
11	宮島パークボランティア	宮島の海岸	廿日市市	西部	砂浜

番号	活動団体	主な清掃場所	市町	区分	場所の状況
12	宮島の磯・生き物調査団	宮島の海岸	廿日市市	西部	砂浜
13	NPO 法人自然環境ネットワークSAREN	宮島の海岸	廿日市市	西部	砂浜
14	宮島公衆衛生推進協議会	厳島神社周辺海岸	廿日市市	西部	砂浜
15	廿日市市大野 10 区	大野町鳴川海岸	廿日市市	西部	砂浜
16	宮島シーサイドホテル	宮島杉之浦海岸	廿日市市	西部	砂浜
17	情報労連広島県協議会	宮島包が浦海岸	廿日市市	西部	砂浜
18	JR西日本労働組合	宮島包が浦海岸	廿日市市	西部	砂浜
19	宮島工業高校定時制	宮島包が浦海岸	廿日市市	西部	砂浜
20	宮島学園(小・中学校)	宮島長浜海岸	廿日市市	西部	砂浜
21	NPO 法人自然体験活動推進センター	宮島包が浦海岸	廿日市市	西部	砂浜
22	NPO 法人地御前港遊漁船船主会	地御前漁港周辺	廿日市市	西部	砂浜, 護岸
23	健康福祉大学もみじ会	厳島神社周辺	廿日市市	西部	砂浜
24	廿日市市環境政策課	廿日市市地御前海岸	廿日市市	西部	砂浜
25	SSFC 海辺の清掃実行委員会	呉市下蒲刈島北部海岸	呉市	中部	砂浜, 護岸
26	海越女性会	倉橋町海越海岸	呉市	中部	砂浜, 護岸
27	町づくり脱温暖化やすうら	呉市蒲刈町大浦、鯖床浜、恋ヶ浜、初神浜	呉市	中部	砂浜
28	呉市公衆衛生推進協議会	呉市蒲刈町 初神浜～恋ヶ浜～鯖床浜	呉市	中部	砂浜
29	豊浜町公衆衛生推進協議会	豊島の海岸, 大浜海岸	呉市	中部	砂浜
30	呉市川尻中学校	呉市七浦海岸	呉市	中部	砂浜
31	(株)ホンダアドバンス	呉市大浦崎海岸	呉市	中部	砂浜
32	音戸地区 マツダ会	呉市大浦崎海岸	呉市	中部	砂浜
33	大久野島活性化協議会	大久野島の東海岸	竹原市	中部	砂浜
34	竹原港湾管理事務所	的場海岸, 的場西海水浴場	竹原市	中部	砂浜
35	くるくるみはら発見隊	小佐木島	三原市	中部	砂浜
36	山陽建設(株)	三原市すなみ海浜公園	三原市	中部	砂浜
37	県東部アサリ協議会(浦島地区)	尾道市百島町全域	尾道市	東部	砂浜
38	浦島漁業協同組合	尾道市満越干潟, 百島	尾道市	東部	砂浜
39	尾道市立高見小学校	尾道市向島干汐海岸	尾道市	東部	砂浜
40	環境市民ネットまつなが	松永湾	福山市	東部	護岸
41	瀬戸内宇治島クラブ	宇治島	福山市	東部	砂浜
42	NPO 法人元気っ子プロジェクト	内海町クレセントビーチ	福山市	東部	砂浜
43	明るいまちづくり轄学区委員会	福山市仙酔島	福山市	東部	砂浜
44	福山市立内海小学校	横山海岸, 志垣の浜(学校近くの海浜)	福山市	東部	砂浜

2 リフレッシュ瀬戸内による清掃活動（分類2）

(1) リフレッシュ瀬戸内の概要

リフレッシュ瀬戸内は、毎年、国、県及び市町等の行政が住民に呼びかけ、瀬戸内海沿岸で実施されている広域的な海岸清掃活動である。

この活動は、海浜の清掃活動という“誰もが参加しやすい活動”を通じて、“美しい瀬戸内を守っていく”ことを、参加者ほか多くの人々に訴えていくことを目的として、平成3年5月、国（近畿、中国、四国、九州地方整備局及び運輸局）、瀬戸内海沿岸の11府県及び107の市町村で構成される「瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会」の骨格事業として、平成5年から取り組まれている。

平成25年までの20年間に、瀬戸内海沿岸地域等で延べ約173万人のボランティアが参加し、約17,000トンもの海岸漂着ごみが回収されている。

この活動は、海と川の連携実施を目的として、『瀬戸内 川と海のクリーンアップ大作戦』～瀬戸内の生命（いのち）育む川と海～をテーマに、海の環境保全啓発のため海水浴のシーズン前の6/1～7/31に実施されていたが、平成16年度から各地域の特徴をより生かし、参加者の増加や夏休み中の子供が多数参加できるように、平成20年度から期限を8月31日までに延長して実施されている。

平成5年度から、協議会に参画する府県の呼び掛けで、毎年の恒例行事として、多くのボランティアにより海岸に漂着したごみの清掃活動が実施されている。

(2) 清掃活動の状況

平成26年度における県内のリフレッシュ瀬戸内の海岸清掃の活動は、県内の瀬戸内海沿岸10市町により実施されている（2市町は雨天で中止）。

清掃が実施された場所は計23カ所、回数は計31回、参加者は4,329人、計26.8トンのごみが回収された。

回収されたごみは、不燃ごみ、流木、ペットボトル、プラスチック、針金、海藻などであった。



広島みなと公園



宮島鳥居前干潟



廿日市市地御前海岸



廿日市市阿品海岸



呉市大浦崎海岸



呉市大浦崎海岸



江田島市長瀬海岸



竹原市の場海岸



瀬戸田サンセットビーチ



松永湾



福山市仙酔島



福山市宇治島

【平成26年度の実施結果】

市町名	実施場所	回数(箇所数)	収集量(トン)	参加人数(人)
西部		17(14)	10.83	1,634
広島市	広島みなと公園	1(1)	1.10	150
廿日市市	厳島神社周辺海岸ほか	7(1)	3.74	390
	地御前海岸, 阿品海岸	2(1)	0.36	348
	廿日市市大野鳴川海岸	1(1)	1.19	250
大竹市	阿多田島沿岸	1(1)	3.10	178
	小方港周辺	1(3)	0.09	25
	小方南港周辺	1(1)	0.60	50
	飛石港周辺	1(2)	0.20	14
	玖波地区沿岸	1(1)	0.15	30
江田島市	江田島市能美町中町 長瀬海岸	1(2)	0.30	199
坂町	坂町海岸全域・坂町海域	中止		
中部		9(5)	13.22	1,509
呉市	呉市音戸町大浦崎海浜	1(1)	1.89	310
東広島市	安芸津港海岸(安芸津町三津)	1(1)	0.30	30
	安芸津港海岸(安芸津町風早津)	1(1)	0.17	17
竹原市	的場海水浴場	2(1)	0.36	476
大崎上島町	町内一円	4(1)	10.5	676
東部		5(4)	2.75	1,186
三原市	鷺浦町向田野浦 須ノ上海水浴場	中止		
尾道市	大町海岸, 立花余崎海岸	2(1)	0.50	278
	瀬戸田サンセットビーチ	1(1)	0.65	519
福山市	福山市走島町宇治島	1(1)	1.10	250
	福山市鞆町仙酔島	1(1)	0.50	139
計		31(23)	26.8	4,329

3 セとうち海援隊による清掃活動（分類1，イ）

住民参加による環境保全活動の推進及び海浜環境の維持向上を図るため、平成14年から、県が県内の海浜で清掃・美化活動、生物調査などの環境保全活動を行うボランティア団体等を、「せとうち海援隊」として認定している。

せとうち海援隊は、担当地域において環境保全活動を実施しており、多くの団体で、定期的に海浜の清掃・美化活動が実施されている。

県は、せとうち海援隊の活動に対して、傷害保険・賠償責任保険の加入や、活動状況のPRなどを行うことで支援している。

平成26年6月現在で、計34団体が認定されており、県内海浜の清掃活動等が実施されている。

せとうち海援隊の海岸清掃の実施状況（平成25年度）

団体名	清掃場所	清掃場所 市町	延活動 回数	延参加 人数
海越女性会	海越海岸	呉市	6	58
豊浜町公衆衛生推進協議会	豊浜地区海岸		1	40
呉市豊町公衆衛生推進協議会	かもの海岸，白潟海岸，野坂海岸		3	270
SSFC 海辺の清掃実行委員会	室尾漁港，豊島海辺周辺，下蒲刈島海岸周辺 鹿島，鹿老渡周辺		4	80
呉市立広南小学校	長浜第一公園（三角浜）		4	215
呉市立広南中学校	長浜第一公園（三角浜）		4	200
くるくる みはら発見隊	小佐木島		三原市	3
尾道市立高見小学校	干汐海岸	尾道市	2	400
尾道市立浦崎小学校	浦崎町海老干潟		4	116
環境市民ネットまつなが	松永湾周辺	福山市	7	40
阿多田島漁業協同組合	阿多田島全域	大竹市	2	190
NTT ドコモ中国グループ	ベイサイドビーチ坂海岸	坂町	2	200
NPO法人 佐伯帆走協会 (H26.3.14に解散登記)	宮島包が浦海岸 廿日市ボートパーク係留施設周辺	廿日市市	3	75
永田川カエル倶楽部	鹿川湾干潟（永田川東側）	江田島市	6	90
瀬野川を楽しむ会	瀬野川	海田町	4	400
計			55	2,389

※上表は海岸清掃を実施している団体の状況を掲載

【せとうち海援隊の活動地域】

平成 26. 6 月末現在

地域	番号	団体名	構成人数	市町	活動区域
広島	1	宇宙船地球号の会	56名	廿日市市	包ヶ浦地区海岸
	2	阿多田島漁業協同組合	205名	大竹市	阿多田地区海岸
	3	宮島の磯・生きもの調査団	37名	廿日市市	大元川河口干潟, 鷹ノ巣浦, 大砂利地区海岸
	4	広島環境サポーターネットワーク	618名	広島市	元宇品海岸, 太田川河口干潟
	5	NTTドコモ中国グループ	131名	坂町	ベイサイドビーチ坂
	6	フジこどもエコクラブ広島	24名	廿日市市	包ヶ浦海岸
	7	広島市立似島小学校	37名	広島市	大黃湾
	8	瀬野川を楽しむ会	20名	海田町	瀬野川, 海田湾周辺
	9	広島市立似島中学校	35名	広島市	長浜, 大黃湾
	10	広島干潟生物研究会	44名	広島市	太田川緑地, 白島九軒町, 猿猴川河口
	11	自然環境ネットワーク SAREN	39名	広島市等	倉橋島, 西能美島, 似島, 宮島の周辺
呉	12	海越(かいごし)女性会	59名	呉市	海越地区海岸
	13	呉市豊浜町公衆衛生推進協議会	32名	呉市	豊浜町内海岸
	14	ひろしま自然の会	86名	呉市	呉市内の浜辺, 海岸
	15	呉市豊町公衆衛生推進協議会	18名	呉市	大崎下島の蒲野, 白潟
	16	SSFC 海辺の清掃実行委員会	45名	呉市	呉市内の海岸
	17	呉市立下蒲刈小学校	16名	呉市	梶ヶ浜
	18	Oceans	14名	呉市	狩留賀浜
	19	呉市立吉浦中学校	282名	呉市	狩留賀浜
	20	(株)あけぼの	20名	呉市	倉橋島, 蒲刈島周辺
	21	永田川カエル倶楽部	30名	江田島市	鹿川湾の一番樋～二番樋
	22	呉市立広南小学校	127名	呉市	呉市広長浜アラメノ鼻周辺, 三角浜
	23	呉市立広南中学校	78名	呉市	呉市広長浜第一公園, 三角浜
	東広島	24	忠海高校科学研究部ボランティアサークル	20名	竹原市
尾三	25	くるくるみはら発見隊	8名	三原市	鷺浦町広瀬谷海岸
	26	三原市立鷺浦小学校	60名	三原市	鷺浦町須ノ上, 佐木, 向田地域海岸
	27	尾道市立高見小学校	163名	尾道市	千汐海岸, 下江府島海岸
	28	尾道市立浦崎小学校	30名	尾道市	海老干潟
	29	高見釣りクラブ	41名	尾道市	千汐海岸
	30	浦島漁業協同組合	270名	尾道市	浦崎町内海岸, 百崎町内海岸
福山	31	環境市民ネット松永	15名	福山市	松永湾一帯
	32	盈進中学校環境研究部	10名	福山市	仙酔島
	33	福山市立内海小学校	70名	福山市	入双の浜, しゃごしの浜, 家廻の浜
	34	福山市立走島小学校	47名	福山市	走島港

4 トヨタ自動車による活動の支援（分類3，ア）

トヨタ自動車㈱の新型ハイブリッド車の「AQUA アクア」にちなみ、「AQUA SOCIAL FES!!（アクア ソーシャルフェス）」という名称で、平成24年春から全国規模で実施している環境保全活動である。

「AQUA SOCIAL FES !!」は、全国47都道府県の50ヵ所で、トヨタと地元NPO、地元メディアが協力し、「水」に関わる環境問題に取り組んでいる活動である。

広島県内では、毎年、宮島の美観確保及び環境保全に努めるため、宮島の海岸の清掃活動や、海岸の貝殻を使ったクラフト作りや生き物の自然観察など、住民の環境保全に関心を深める事業を実施している。

参加者は、子供から学生、老人まで幅広い年齢層の人が多数参加しており、年間を通して、住民に環境保全活動を体験できる大きなイベントであり、住民が環境保全活動を実地に体験できる貴重な機会となっている。

なお、トヨタ自動車は、このキャンペーンを「企業と社会と生活者が垣根を超えて成長する“共成長マーケティング”」と捉え、単なる社会貢献でも販売促進でもなく、「活動を行う中で企業としても成長し、同時に社会にも貢献する、そのような活動を目指したい。」ということで実施しているということである（活動中にトヨタ自動車のPRはない）。

平成26年度における宮島での活動実績は、次のとおりである。

	実施日	実施場所	参加者	実施内容
第1回	H26.6.8 (日)	宮島包が浦海岸	170人 家族連れ、学生、 年配者	・海岸清掃（263kg回収） ・貝殻を使ったホルダー作り ・浜辺のカニ、貝の観察
第2回	H26.9.6 (土)	宮島腰細浦海岸	60人 学生、家族連れ	・海岸清掃（190.5kg回収） ・貝殻を使ったホルダー作り ・浜辺の生物観察

※ 主催は「みやじま未来ミーティング」、共催は「中国新聞社」、「廿日市市宮島公衆衛生推進協議会」

※ 参加者は、貸切フェリーで、宮島口から包が浦海岸又は腰細浦海岸まで運送

(参考)

- ・「AQUA SOCIAL FES !!」は、「第5回日本マーケティング大賞（2013）」（日本マーケティング協会主催）を受賞

～商品を買わずとも参加できる仕組みで、社会、個人、企業の三者がともに成長する関係で結ばれる「共成長マーケティング」を提示したことが評価～



宮島包が浦海岸での活動の様子 (H26. 6. 8)



貸切フェリーで宮島に到着



大学生等の若者も多く参加



親子で海岸清掃



清掃時に、海浜に打ち上げられていた漂着ごみ





海岸清掃後に貝殻のホルダー作り講習
別の場所では、ハクセンシオマネキ(カニ)の観察



包が浦海岸での参加者

宮島腰細浦海岸での活動の様子 (H26. 9. 6)



海岸清掃前のミーティング



海岸清掃前の漂着ごみ



若者も多く参加



若者も多く参加



回収されたごみ



腰細浦海岸での参加者

5 アサヒビールによる活動の支援（分類3，イ）

アサヒビール(株)は、「うまい!を明日へ!」のプロジェクトとして、平成21年度からビール販売の収益金(対象商品の売上1本につき1円)で、全国47都道府県ごとに、自然や環境、文化財の保護・保全活動に寄付する事業を実施している。

広島県内では、同社から「NPO法人ひろしまNPOセンター」に寄付され、宮島と広島の海の環境保全活動に役立てられており、その目的に沿った事業を実施する団体の活動費を支援している。

同センターでは、「広島の海の環境づくりプロジェクト」を立ち上げ、センターが環境保全活動の事業を実施する団体を募集し、選考・承認して支援団体が決定され、事業終了後は活動報告書が提出されている。

【広島の海の環境づくりプロジェクト】

	事業名	事業内容等	助成金
①	海をまもる地域活動助成金	内容：沿岸部(河口周辺の河川を含む)における漂着ごみ清掃等の保全活動 対象：県内で活動するNPOや地域の各種グループ・団体、学校・子ども会等	1団体10万円(上限) 15団体程度
②	海をつくる本格活動助成金	内容：海中・海底のゴミの回収活動等、本格的な海洋環境保全活動への助成 対象：①に同じであるが、ある程度の活動実施体制が必要	1団体50万円(上限) 3団体程度
③	海につながる県内活動助成金	内容：理解や普及が中心となる活動や、海の保全に繋がる「河川や陸域の活動」 対象：①に同じであるが、陸域を含む、より県内の広範な地域の多様な活動を想定	1団体20万円(上限) 3件程度



広島における活動

アサヒビールは、広島県内で販売した「アサヒスーパードライ」、「アサヒスーパードライプレミアム」、「アサヒスーパードライブラック」対象商品1本につき1円を「NPO法人ひろしまNPOセンター」に寄付し、宮島及び広島の海の環境保全活動にお役立ていただけます。

【平成 25 年度に実施された事業（下表）】

	団体名	活動名	活動場所	備考
1	元気っ子プロジェクト	田島の海をきれいに！プロジェクト	福山市内海町田島内浦地区海岸	海岸清掃
2	NPO 法人広島シューレ	きれいな海へ。河口周辺清掃活動	太田川, 天満川 本川分岐点河川敷	河川清掃
3	NPO 法人フリースクール・グロービー	海の大切さを知り, 海を守る子どもたちの育成活動	海田湾河口周辺, 矢野川他	河川清掃
4	永田川カエル倶楽部	永田川環境保全再生継続 2003-2028 プロジェクト 2013	市道鹿川 20 号線, 国道 487 号, 永田川, 永田川河口干潟	海岸清掃
5	瀬戸田生口地区子ども会育成連合協議会	2013 年度 海はみんなの宝物大作戦	瀬戸田町垂水サンセットビーチ砂浜, 瀬戸田町高根, 南地区海岸	海岸清掃
6	江田島市立三高小学校	里海学習「三高の浜をきれいに大作戦！！」	江田島から広島湾（漁体験）, 岸根海岸（清掃）, 三高港近くの海岸（清掃）, 草津市場（市場体験）	海岸清掃
7	福山市立内浦小学校	ふるさと田島 見たい知りたい探検隊	内海町田島	海岸清掃
8	福山市立能登原小学校	「クリーン作戦」能登原エコキッズ	能登原諸学校区・阿伏兔観音参道の海岸沿いの道路	海岸清掃
9	廿日市市大野第 10 区自治会	鳴川海岸一斉清掃	廿日市市鳴川海岸	海岸清掃
10	呉市音戸地区公衆衛生推進協議会	海辺の教室	呉市音戸町奥の内湾内の干潟	海岸清掃
11	江田島カヌークラブ	江田島の海を見守り隊	長瀬海岸, サンビーチおきみ	海岸清掃
12	満月清掃会	「満月清掃会」&「海にありがとう」	五日市南中学校沖の海岸 五日市南小学校	海岸清掃
13	尾道市立浦崎小学校	里海学習	浦崎町の海老干潟 （沖の観音近く）	海岸清掃
14	尾道市立高見小学校	「海と山 大好き向島」	学校周辺の川及び海	海岸清掃
15	阿多田島漁業協同組合	阿多田島漁協海浜清掃事業	阿多田島全域海浜・猪子島船の上架施設, 県所有の埋立地	海岸清掃
16	豊浜町公衆衛生推進協議会	海の生物調査	豊浜町周辺海岸	生物調査
17	エコロジー研究会ひろしま	RAC リーダー養成講座 河川敷清掃	県立もみのき森林公園, 太田川放水路（こいっ子ふれあいの水辺）	生物調査
18	栗原町内会連合会	河川清掃等環境整備活動	河川, 道路の裏面, 水路	河川清掃
19	芦田川環境マネジメントセンター	芦田川きれい☆きれいプロジェクト「河川浄化チャレンジ月間」	芦田川流域	河川清掃
20	能美脱温暖化未来会議	第 5 回鹿川湾海の再生プロジェクト 2013	鹿川湾及び大柿町木鼻沖	海岸清掃

6 県内漁協による清掃活動（分類4）

県内は瀬戸内海に面し、瀬戸内海沿岸での漁業や養殖などが行われており、とりわけカキ養殖は、平成16年は約21,074トン（むき身）と、全国の約5割が生産されている。

県内は59の漁協があり、各漁協を統括する「広島県漁業協同組合連合会」の主催により、毎年、「海の日」を基準日とした海浜清掃が実施されている。

海浜清掃に際しては、カキ養殖を行っている35の漁協により、カキ関連資材（筏、パイプ、発泡スチロール等）の回収も併せ実施されている。

平成25年度の回収実績は、次のとおりである。

参加人数（人）	カキ関連資材（トン）	その他ごみ（トン）	合計（トン）
4,666	17.1	193.3	210.4

（広島県漁業協同組合連合会の資料による）

第4章 清掃実施者との意見交換

4-1 目的

海岸漂着ごみの清掃は、「リフレッシュ瀬戸内」のように、国（国土交通省）、県及び市町の行政が住民に呼びかけ、毎年、定期的に行われているものもあるが、その他は、環境保全活動を実施しているNPO等のボランティアの善意により実施されている現状にある。

こうした海岸漂着ごみの清掃活動を継続させ、発展的に実施していくためには、清掃活動実施の課題等を把握し、課題解決に向け改善等を図っていく必要がある。

清掃活動実施の課題等は、これまでに実施したアンケート調査で把握されているものもあるが、実際に清掃活動を実施されている方から直接の意見を聴くことが大切であると考え、清掃を実施しているボランティア団体等の参加を得て、「意見交換会」を開催した。

4-2 実施方法

1 意見交換会への参加者

平成26年5月、海岸清掃実施者へ送付したアンケート調査で、意見交換会の参加希望の有無も調査項目とし、参加希望と回答した団体に対し、平成26年9月、再度、参加希望の有無、参加可能な日時等を照会する文書を送付し、参加の有無等を確認した。

なお、参加者は、当初の調査で把握した参加希望の団体数から、主に県西部地域の団体に参加していただいた。

2 開催日時及び場所

検討会の参加希望者の日程を調整し、下記のとおり、計3回の検討会を開催した。

	開催日	開催時間	開催場所
第1回	平成26年10月14日（火）	15:00～17:00	EPO ちゅうごく （広島市中区立町）
第2回	平成26年10月16日（木）	18:00～19:30	NPO 法人瀬戸内里海振興会 （広島市中区上八丁堀）
第3回	平成26年10月23日（木）	15:00～17:00	EPO ちゅうごく （広島市中区立町）

3 参加団体

第1回～第3回の参加団体、参加者の人数は、次のとおりで、計13団体、15名の方に参加いただいた。

回数	参加団体名	参加人数
第1回	(株)ひろしま港湾管理センター	2名
	宮島の磯・生き物調査団	1名
	NPO法人 地御前港遊漁船船主会	1名
	江田島カヌークラブ	1名
	計	5名
第2回	みやじま未来ミーティング	1名
第3回	瀬戸内海国立公園宮島パークボランティア	1名
	宇品西学区衛生推進協議会	2名
	公益財団法人日本釣振興会 中国地区支部	1名
	公益財団法人広島県セーリング連盟	1名
	廿日市市大野10区	1名
	NPO法人ハートシーズ	1名
	東洋建設(株) 中国支店	1名
	EPOちゅうごく	1名
	計	9名
合計	15名	

4-3 検討会の実施結果

1 概要

意見交換会で、参加者から清掃活動の課題、要望等の多くの意見をいただいたが、主な意見の概要は次のとおりである。

	主な意見
1	カキ養殖に伴うごみが多い実態、影響等を周知・認識し、対応を検討すべき
2	漁協と海岸漂着ごみの回収活動を連携して実施すべき
3	企業の自主的な環境活動を広め、企業と連携した海岸清掃を実施すべき
4	市町内部における清掃活動を情報共有し、効果的な海岸清掃を実施すべき
5	県と市町が連携し、多様な主体の参加により、海岸清掃を積極的かつ継続的に実施すべき
6	清掃場所の積極的に利用し、海に関する意識の高揚を図るべき
7	海岸漂着ごみの実態を経年的に把握するため、回収したごみ量等を記録していくべき
8	海岸漂着ごみ回収活動の補助制度を、市町及び住民に周知し、もっと有効に活用すべき

2 参加者からの意見

第1回～第3回の検討会で、参加者からあった意見の詳細は、次のとおりである。

(1) カキ養殖に伴うごみが多い実態、影響等を周知・認識し、対応を検討すべき

- ・海岸漂着ごみはカキ養殖に伴うごみが圧倒的に多く、原因者はもっと積極的に回収に取り組むべき
- ・海岸清掃でカキ養殖のごみの処分に多くの経費を費やされている実態を、原因者は認識すべきで、排出者責任を徹底するため、法律等で厳しく取り締まるべき
- ・漁業者は、処理経費の一部を負担する、回収したカキ関連ごみの買取をすべき（費用の一部負担、回収ごみの買取りを行い、住民組織と連携した活動を実施している漁協もいる）
- ・カキ養殖のパイプがハワイ、アラスカまで流れ着いているおり、鳥が誤飲し、吐き出せない場合は死んでしまうという話を聞いたので、カキのごみが国際的な問題にならないよう対処すべき

(2) 漁協と海岸漂着ごみの回収活動を連携して実施すべき

- ・カキ関連のごみはカキ養殖に伴うものであることは明らかで、業者に責任を問うべき
- ・一方で、カキ業者に責任を問うやり方は関係を難しくし解決にはならないので、連携した対応を考えるべき
- ・カキ養殖業者も漂着ごみ等の回収活動を実施しており、漁協と連携して回収活動を実施すべき
- ・連携できる漁協とは協働した事業を実施する活動を広げていけば、漁協のイメージも上がる
- ・漁業者が網に掛かったごみは海に捨てていることもあり、少しでも持ち帰れば、ごみは減る

(3) 企業の自主的な環境活動を広め、企業と連携した海岸清掃を実施すべき

- ・企業は、社員のレクリエーションに併せ、環境活動（CSR：社会貢献事業）として海岸清掃を実施しており、こうした活動を広めるべき
- ・企業、マスコミ等と連携して、親子など参加希望者を募り、海岸清掃のほか、海岸の生き物調査等を実施すれば、住民の海に関する知識が深まるとともに、企業にも環境又は地域への貢献というメリットはあるのではないかと

(参考) トヨタは、環境保全活動として、全国の各都道府県1か所で「AQUA SOCIAL FES」を実施

→広島県内では、毎年、宮島で海岸清掃、生物観察を実施

→H26年度は、企業、マスコミ等と連携し、包が浦（親子230人）、腰細浦（同60人）で実施

(4) 市町内部における清掃活動を情報共有し、効果的な海岸清掃を実施すべき

- ・市町では、海岸清掃に関係する課として、環境課（回収した漂着ごみの処理）、建設課（管理する海岸の清掃、清潔の保持）、商工観光課（イベント等で海岸を清掃）等があり、海岸清掃の団体が市町の担当課に清掃の日時等を伝えていたが、別の課の行事で既に清掃されており情けない思いをしたので、市町の担当課は清掃活動の情報を共有すべき
- ・清掃予定の団体から清掃日時の情報が市町に伝えられるのであれば、清掃しようとするマンパワーを有効に活用するため、その情報を市町のHPで確認できるようにすべき

(5) 県と市町が連携し、多様な主体を参加させ、海岸清掃を積極的かつ継続的に実施すべき

- ・県又は市町が管理する海岸と近くの公園を定期的に清掃しているが、清掃時に県又は市町の関係者は誰もおらず、県又は市が一緒になって海岸清掃を進めようとする姿勢が見られない
- ・海岸清掃は地域のコミュニティで実施しているが、市は「ごみに塩分が含まれている」などを発言して、住民が参加しにくい否定的な雰囲気を作っており、海岸清掃の取組をどのように考えているのか不明
- ・海岸清掃の参加者は年配者が多く、学生の参加協力を得て、幅広い世代が参加して実施すべき
- ・調査した結果を取りまとめ、把握したことを伝承し、過去の調査を生かしながら継続した調査が実施できるよう支援すべき
- ・海岸清掃だけでは人を集めにくいので、その他の活動を併せ実施すれば参加が増えるではないか
- ・多様な参加を得るためには、熱中症対策、救命講習を受けた人の配置などの安全対策も配慮すべき
- ・清掃する海岸に清掃道具（火ばさみ、ばね秤等）を常備しておくとう便利

(6) 清掃場所を積極的に利用するとともに、海に関する意識の高揚を図るべき

- ・清掃場所を、海水浴のほか、レジャー等に利用に利用することで、きれいにする必要があるという意識が芽生えるので、清掃する場所の積極的な活用を検討していくべき
- ・海に関心を持つ施策（行事、イベント等）を実施し、その一環として海岸漂着ごみの清掃を実施する方策を考えてはどうか
- ・海には陸にはない珍しい生物が存在しており、生物観察、海辺での遊びを絡めて清掃活動を実施し、海岸のごみの実態を知ってもらうことが大切ではないか
- ・多くの人が海岸に出て、海に関心を持ってもらい海岸清掃等の活動を実施すれば良いと考えるが、学校では「海は危ないところ」と教え、遠ざけている感じがある
- ・子供たちには、ごみがどうして海岸に打ち上げられたか学び、使えるもの、使えないものに分別して、工作することで海に関心を持たせてはどうか

(7) 海岸漂着ごみの実態を経年的に把握するため、回収したごみ量等を記録していくべき

- ・県が海岸漂着ごみの量を計量して取りまとめることは、今後の活動を継続するうえで大切なので、計量方法を統一してほしい（モデル活動の抽出、記録するごみの種類等の「広島県基準」の作成など）
- ・回収したデータは、回収した場所の実績を経年的に取りまとめていただきたい
山口県では、以前から（平成10年以前から）、河川・海岸清掃を冊子に取りまとめ

(8) 海岸漂着ごみの回収活動の補助制度を、市町及び住民に周知し、もっと有効に活用すべき

- ・海岸漂着ごみの回収は、市町では、土木・建設部局が対応している場合がある
- ・県の補助制度は市町の環境部局に伝えられているが、土木部局は補助制度を知らずに海岸清掃している場合があり、環境と土木の情報共有・連携が必要で、もっと制度を周知、広報すべきではないか

第5章 海岸漂着ごみの発生原因及び解析

5-1 海岸清掃で回収したごみの種類

アンケート調査で回答のあったごみの種類を解析したところ、県全体のごみ量では、プラスチック類が51.8%（重量ベース、以下同様）、発泡スチロール類が17.4%であり、この2つで全体の約7割を占めていた。

西部、中部及び東部の地域別にごみの種類を考察すると、西部地域はプラスチック類と発泡スチロール類が7割（71.2%）を超え、プラスチック類は大部分がカキ養殖のパイプで、発泡スチロール類はカキ養殖の筏に使用するフロートであった。



カキ筏に使用された竹の破片



カキ筏に使用された竹の破片



カキ養殖に使用されるプラスチックの
パイプ(長いもの)



プラスチックのパイプ(短いもの)
発泡スチロールのフロートが細かくなったもの



カキ筏に使用される発泡スチロールの
フロート



発泡スチロールのフロート

5-2 西部地域で多く見られる原因

1 広島湾の特性

(1) 広島湾の閉鎖性

瀬戸内海は、東京湾及び伊勢湾と並ぶわが国の代表的な閉鎖性海域であるが、広島湾は瀬戸内海の中で島々に囲まれており、二重の閉鎖性構造を持つ海域である。



瀬戸内海と広島湾の区切り
本土—(大島瀬戸)—周防大島—情島—津和地島—鹿島—倉橋島—(音戸瀬戸)—本土

また、広島湾の範囲を見ると、宮島と能美島等により、大きく北部海域と南部海域と区分され、北部海域はさらに閉鎖性の海域といえる。

北部海域と南部海域の区切り
本土—(大野瀬戸)—厳島—絵の島・大奈佐美島—能美島—(早瀬戸)—倉橋島—(音戸瀬戸)—本土

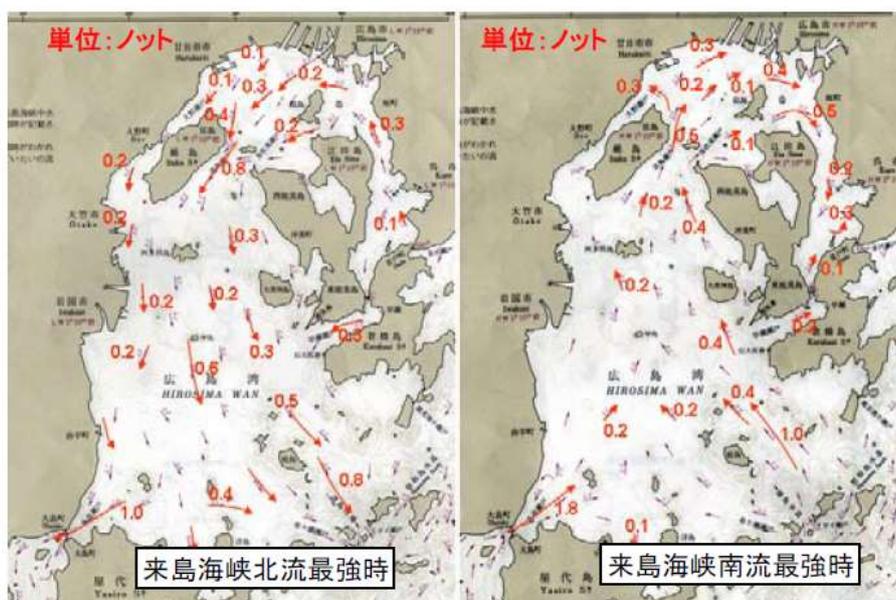
また、広島湾の北部海域は、海田湾、切串湾、吉浦湾、江田島湾など、ごみ等が溜まりやすい小規模な湾が多く存在しているのが特徴である。

(2) 広島湾の潮流

潮流については、国土交通省中国整備局が取りまとめた「広島湾再生会議報告書（平成19年3月）」で、次のように記載されている。

「潮流は北部海域と南部海域（西部）が比較的小さい。北部海域では一級河川である太田川のほか、瀬野川、八幡川等から淡水が流入することで、上層では湾口に向かって海水が流出し、下層では逆に湾奥に向かって海水が流入する鉛直循環を伴う「河口循環流」が発達しており、海水交換の一部がこの河口循環流により行われるとされている。」

北部海域の潮流の速さを見ると、閉鎖性の要因もあって、南部海域に比べて緩やかで、流れが少なく滞留しやすい海域であるといえる。



広島湾再生行動計画(H19年3月)から掲載

2 カキ養殖の状況

広島のカキ養殖は400年以上の歴史があり、広島湾とその周辺海域で養殖により生産され、平成16年の生産量はむき身で約21,074トンと、全国生産量の約5割を占めており、全国有数の生産地となっている。

カキを養殖するカキ筏は県の西部から中部海域に分布しており、具体的には広島湾（北部と中部）～江田島湾～三津口湾（安浦）・三津湾（安芸津）の範囲に存在し、カキ筏の面積は46.5 km²となっている。



広島県水産海洋技術センターHP から掲載

カキ養殖は、採苗 — 抑制 — 本垂下 — 育成 — 収穫 といった手順で行われ、これらは通常2年間の期間を経て、カキが出荷されている。

採苗：採苗連（ホタテの貝殻に針金を通して重ねたもの、貝殻の間は短いビニール管（1～1.5 cm）で分離）を海中に浸漬し、夏に卵からかえった幼生を貝殻に付着させる作業

抑制：採苗連を沿岸の棚に移し、カキを大きくなりすぎないようにし、環境の変化に強い抵抗力をつける。

本垂下：採苗連から新しい針金に1枚ずつ移し替え（貝殻の間は長いビニール管で分離）、垂下連を作る作業、1つの筏に約600本吊るされる。

カキ養殖は、筏に何本も吊るされた垂下連で行われ、垂下連にはカキを付着させるためホタテ貝殻が通されており、貝殻と貝殻の間はビニール管*で区分されている。

収穫では、カキ筏からつるされた垂下連（養殖したカキが付いている）をウィンチで海中から引き揚げ、下の留め金を切ったとき、カキと垂下連のビニール管が船上に落下し、陸のカキ打作業場まで運搬される。*ビニール管の使用は広島のカキ養殖の特徴、宮城県等ではビニール管は不使用

ビニール管は持ち帰って再利用されているが、留め金を切った際に海に落下するものもあり、これらが海岸漂着ごみとなるものである。

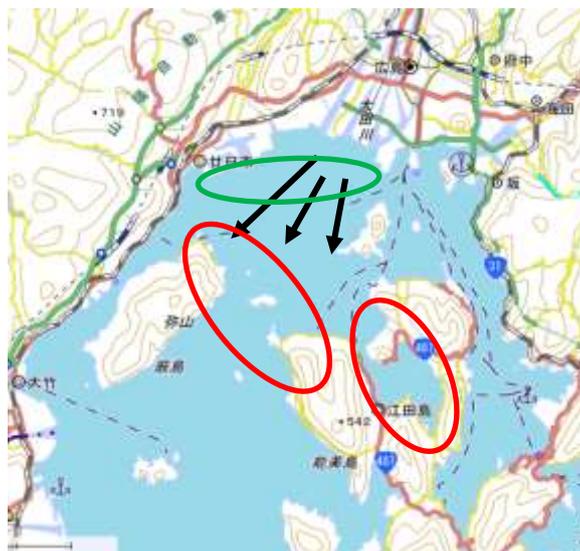
3 西部海域にカキ養殖等に伴うごみが多い原因

西部海域、特に広島湾の北部で多くのカキ養殖又はその他のごみが海岸等に漂着しているが、その原因として、陸域からの流入のほか、次のことが考えられる。

- ▶ 広島湾の北部海域は閉鎖性の海域であること。
- ▶ 潮流の速さが小さく、滞留する海域であること。
- ▶ 小さな湾が多く、滞留しやすい場所が多いこと。
- ▶ 北部海域はカキ筏が多く存在していること。

また、宮島の北東海岸（包が浦など）、江田島市の西能美島、江田島湾（内湾）は、特にカキ養殖に伴うごみが多くみられるが、これらは江波、観音、草津、廿日市の沖合に多くのカキ筏が存在し、太田川（放水路、天満川、本川等）の流行方向に位置しており、河川流や風向の影響もあるのではないかと考えられる。

宮島の包が浦は、太田川（放水路）の直下流に位置しており、漂着ごみが多い一つの原因



国土地理院の『地理院地図(電子国土 web)を掲載

第6章 海岸漂着ごみの重点清掃海岸の検討

6-1 海岸漂着物対策が重点的に推進される区域

海岸漂着物処理推進法第14条で、都道府県は海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため必要があると認めるときは、国の基本方針に基づき、海岸漂着物対策を推進するための計画（地域計画）を作成することとされている。

地域計画では、次の事項を作成することとなっている。

- ① 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容
- ② 関係者の役割分担及び相互協力に関する事項
- ③ 海岸漂着物対策の実施に当たり配慮すべき事項その他海岸漂着物対策の推進に関し必要な事項

広島県では、法で規定する地域計画は作成されておらず、計画に基づく対策は実施されていないが、県内の多くの海岸でボランティア等により海岸清掃が実施されており、今後、こうした清掃活動を継続して実施するとともに、清掃されていない海岸の漂着ごみにより、環境保全又は景観維持に支障等を生ずるようなことがあれば、定期的な清掃活動等を実施するなどの対策が必要になってくると考えられる。

こうした考えのもと、今後の海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため、地域計画の策定が必要となるときは、地域計画の策定項目である「海岸漂着ごみ対策の重点区域及び内容」の重点的に清掃すべき海岸（以下「重点海岸」という。）を整理する必要がある。

地域計画を作成する場合には重点海岸を決定する必要があるが、これまでの調査で把握した海岸清掃等が実施されている海岸の中から、重点海岸の候補を整理することとした。

6-2 重点海岸の候補の調査方法

1 重点海岸の選定の考え

海岸漂着物処理推進法第13条第1項の規定により作成された基本方針の中で、重点区域は次の考えで設定することとされている。

- ・ 設定に際しては、海岸漂着物対策を重点的に推進する背景や目的を整理した上で、対策の推進に係る基本的な方針や課題解決の方向性等を明確にする。
- ・ 重点区域は、大量の海岸漂着物等が海岸に集積することで、海岸の良好な景観及び環境の保全に特に支障が生じており、重点的に対策を講ずることが必要とされる地域を設定する。
- ・ 重点区域の設定は、地域でみられる海岸漂着物等の量及び質のほか、海岸の地形、景観、生態系等の自然的条件や海岸の利用の状況、経済活動等の社会的条件を総合的に検討する。
- ・ 重点区域の範囲は、その一体性に配慮しつつ、重点的な対策の必要性に照らして過大又は過小とならないよう、必要かつ合理的なものとする。

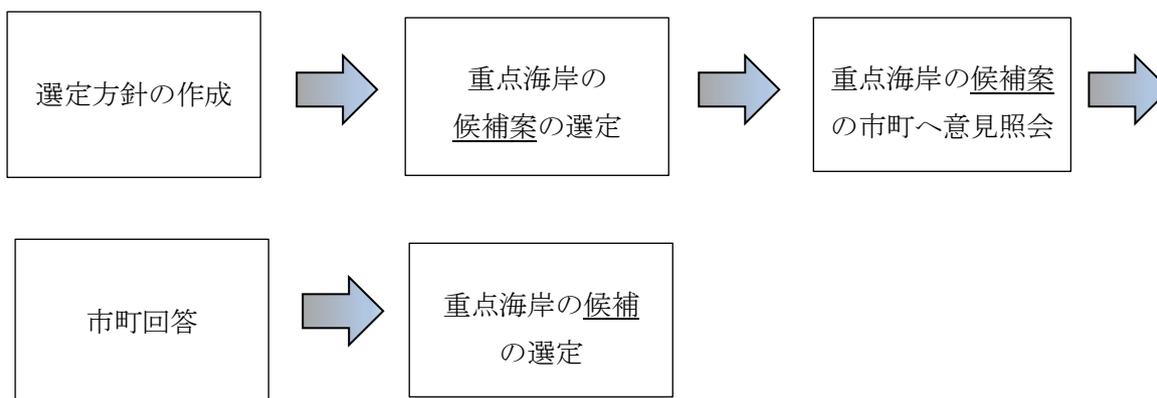
また、重点区域の範囲の検討に際しては、河川を経由して海域に流入するごみ等の発生抑制を図る観点等から、海岸漂着物等の発生抑制を図るために広域的な取組の実施が可能となるよう配慮することが望まれる（都道府県の区域を越えて広がっている場合も想定される場合は、複数の都道府県が共同で地域計画を作成することが可能）。

- 重点区域の設定に際しては、国外や、他の地方公共団体の区域から流出した大量の海岸漂着物等が存する離島等の地域に配慮する。

2 重点海岸の候補の選定

(1) 重点海岸の候補の選定方法

県内の重点海岸の候補は、次により選定することとした。



(2) 選定方針の作成

海岸漂着物処理推進法の基本方針で示された重点海岸の設定の考えを参考に、県内の海岸の特性等（瀬戸内海沿岸、宮島等の世界遺産、多くの島の存在、海岸延長の長さ、住民の利用等）を考慮し、次の重点海岸の選定方針を設定した。なお、今回は重点海岸の候補を選定するものであり、選定数を決めることなく、漏れのないよう、幅広く選定した。

(選定の方針)

- ① 環境学習の場として、優先的に清掃されている場所
(国立公園又は自然公園の区域で、自然海岸（又は半自然海岸）が保全され、環境保全活動の拠点等として清潔にしておく場所)
- ② レジャー（海水浴場等）又は公共利用され、住民が集い、利用されている場所
- ③ 地域住民の生活に密着し、住民活動等の一環として清掃されている場所
- ④ 無人島又は離島における海岸で、景観保全を図っていく場所

(3) 候補案の選定

アンケート調査等で把握した海岸清掃されている海岸、レジャーその他行事等で住民に利用されている海岸、自然海浜に指定されている海岸等の中から、「選定の方針」に基づき、県内の30地点の重点海岸の候補案を選定した。

【重点海岸の候補案】

NO	重点地区の名称	所在地
1	観音親水緑地	広島市
2	宇品海岸, みなと公園	広島市
3	大野鳴川海岸	廿日市市
4	地御前海岸, 地御前港海岸, 漁港周辺	廿日市市
5	宮島入浜海岸, 腰細浦海岸	廿日市市
6	厳島神社周辺海岸 (網之浦/西松原/御笠浜/有之浦/長浜/杉之浦/長浜/杉之浦/小魚切/包が浦)	廿日市市
7	阿多田島沿岸 (長浦海岸等)	大竹市
8	長浜海岸	江田島市
9	入鹿海岸 (サンビーチおきみ)	江田島市
10	長瀬海岸	江田島市
11	ベイサイドビーチ坂, 坂なぎさ公園 (平成ヶ浜海岸)	坂町
12	音戸町大浦崎海岸	呉市
13	蒲刈町恋ヶ浜, 県民の浜	呉市
14	倉橋町海越海岸	呉市
15	呉市狩留賀海岸 (ロマンチックビーチかるが)	呉市
16	豊町蒲野海岸, 白潟海岸, 野坂海岸	呉市
17	安浦町七浦海岸	呉市
18	竹原市的場海岸	竹原市
19	竹原市大久野島海岸	竹原市
20	大崎上島町大串海岸, 野賀海岸	大崎上島町
21	三原市すなみ海浜公園	三原市
22	三原市須之上海岸, 大野浦海岸 (佐木島), 北浦海岸 (小佐木島)	三原市
23	戸崎干潟, 戸崎干潟西側ドック前	尾道市
24	向島干汐海岸, 大町海岸	尾道市
25	向島立花余崎海岸, 釣ヶ浜海岸	尾道市
26	瀬戸田サンセットビーチ	尾道市
27	内海町横山海岸	福山市
28	仙酔島	福山市
29	松永湾	福山市
30	宇治島	福山市

(4) 候補案の市町への意見照会及び回答の精査

選定した計 30 地点の重点海岸の候補案について、重点海岸が所在する市町に候補案の適否、他の候補案の存在等を照会した。

なお、県地域計画を作成することとなった場合、候補案がそのまま重点海岸になるものではなく、対策の推進が必要と考える海岸について、市町の意見を照会するという候補案選定の趣旨を説明した上で照会した。

(5) 重点海岸の候補の選定

市町からの回答をもとに、重点海岸の候補として、計 30 地点を選定した。なお、市町からは下表の備考に記載のとおり、候補案の一部修正の意見があった。

NO	重点地区の名称	備考（市町の意見等）
1	観音親水緑地	市から適否等の意見提出困難と回答
2	宇品海岸，みなと公園	同上
3	大野鳴川海岸	
4	地御前海岸，地御前港海岸，漁港周辺	
5	宮島一般海岸入浜海岸，腰細浦海岸	
6	厳島神社周辺海岸（網之浦/西松原/御笠浜/有之浦/長浜）	小魚切を削除
7	宮島杉之浦海岸，包が浦海岸	N06 から杉之浦と包が浦を分離
8	阿多田島沿岸（長浦海岸等）	
9	長浜海岸	
10	入鹿海岸（サンビーチおきみ）	
11	長瀬海岸	
12	ベイサイドビーチ坂，坂なぎさ公園（平成ヶ浜海岸）	
13	音戸町大浦崎海岸	
14	蒲刈町恋ヶ浜，県民の浜	
15	倉橋町海越海岸	
16	呉市狩留賀海岸（ロマンチックビーチかるが）	
17	豊町蒲野海岸，白潟海岸，野坂海岸	
18	安浦町七浦海岸	
19	竹原市の場海岸	
20	竹原市大久野島海岸	
21	大崎上島町大串海岸，野賀海岸	
22	三原市すなみ海浜公園	
23	三原市須之上海岸，大野浦海岸（佐木島）	北浦海岸（小佐木島）を削除
24	向島干汐海岸，大町海岸	市で活動している海岸でないので，地元団体等に確認が必要
25	向島立花余崎海岸，釣ヶ浜海岸	同上
26	瀬戸田サンセットビーチ	
27	内海町横山海岸	
28	仙酔島	
29	松永湾	
30	宇治島	

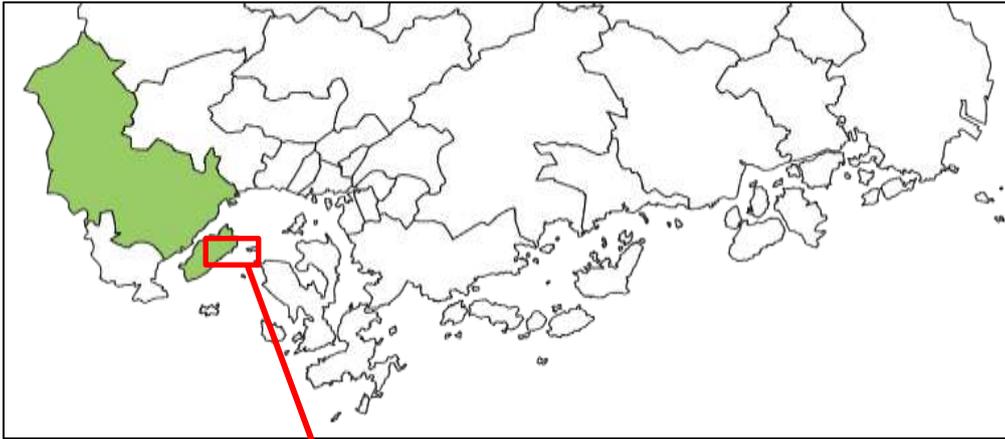
6-3 重点海岸の候補の基本情報の整理

重点海岸の候補として挙げた計 30 地点について、各々の海岸の延長、特性、社会環境、海岸の活動状況等の基本情報を整理した。

例として、宮島の海岸（入浜海岸、腰細浦海岸）の基本情報を、次のとおり掲げる。

（その他の重点海岸の候補の基本情報は、資料編を参照）

清掃している海岸の基本情報調査票		
基本情報		NO5
1	海岸名	①入浜海岸、②腰細浦海岸
2	海岸が位置する市町名	廿日市市宮島町
3	海岸管理者等	広島県
4	所管官庁	国土交通省水管理・国土保全局
5	延長(m) (不明の場合はヤフーの衛星写真等で推計)	①約600m ②約1,200m
区域の概要		
6	特性	入浜と腰細浦は砂浜海岸(ただし、腰細浦の南800mは一部岩場の海岸)、水面までの距離 入浜:約50m、腰細浦約70m
7	社会環境	砂浜の背後地は山林
8	漂流物の現状	カキ養殖パイプ、フロート、漁具
9	国立公園、自然海岸等の指定の有無	有(国立公園)
10	場所の利用状況(別紙記号A~Gを選択)	A,B
11	場所の安全性(別紙記号H~Lを選択)	H
12	場所の形態(砂浜、岩場等 別紙記号M~Tを選択)	入浜N、腰細浦N(一部O)
海岸の活動状況		
13	イベント、レクリエーションの活動の有無	有
14	有の場合は、その活動の内容	宮島の環境ボランティアにより、定期的に環境学習、清掃活動が実施されている
15	地元住民の活動の有無	無
16	有の場合は、その活動の内容	
17	清掃活動者の人数(概算) (調査結果(25)から転記)	
17	実施の有無	有
18	海岸清掃している団体 (調査結果(24, 25)で把握した団体を転記)	①廿日市市宮島支所 ②広島大学海岸工学研究室 ③みやじま未来ミーティング
19	清掃活動者の人数(概算) (調査結果(25)から転記)	①約120名 ②約100名 ③215名
20	定期的な清掃活動の実施状況	① 毎年(年から継続 年 1 回) ②③ 毎年(年から継続 年 2 回)
21	清掃活動の課題(何かあれば記入)	ゴミの処分費用がかかる



国土地理院の『地理院地図(電子国土 web)』を掲載

第7章 海岸漂着ごみの清掃活動の課題

7-1 課題の把握

平成25年度に清掃実施団体等を対象にしたアンケート調査、現地調査して、直接、海岸清掃の実施者から聞いた意見等により、清掃活動の課題を把握した。

平成26年度は、平成25年度に把握した課題を踏まえ、再度のアンケート調査や、清掃実施者との意見交換会の開催などで協議することにより、現実としてある課題や要望等を整理した。

7-2 清掃活動の課題

1 海岸漂着ごみの実態の周知が不足

海岸漂着ごみは、外国で発生したごみが海流で、日本海沿岸で大量に漂着している実態が取り沙汰されているが、平成25、26年度の調査で、内海である瀬戸内海の広島県沿岸においても、多くの海岸漂着ごみが存在する実態が明らかとなった。

県内に漂着しているごみは、県内産業に特有のカキ養殖に伴うものが多く、発泡スチロール、プラスチックのフロートパイプ、ペットボトル等で、これを放置すると、景観、環境保全、漁業資源、ひいては住民の生活に影響を及ぼすものであり、こうした海岸漂着ごみの実態が周知されていない。

2 清掃活動等の広報が不足

海岸清掃は、環境保全に熱心な善意あるボランティア等のほか、漁業者により実施されているが、こうした活動は周知されておらず、そのためか、それ以外の人は関心が少ない状況にある。

海辺での生物観察、遊び等を絡めて清掃活動を実施すれば、海の現状、海ごみの実態に関心を持ってもらえるという意見がある。

このため、県民に海岸漂着ごみの実態、清掃活動の状況を積極的に広報し、海の現状の関心を高め、海岸清掃の参加促進を促進させていく必要がある。

また、リフレッシュ瀬戸内など、毎年、定期的に行われている海岸清掃の活動について、参加者が増えるよう広報し、必要に応じ、海岸清掃のイベントやクリーン作戦を開催して、県民が活動に参加する仕組みを検討する必要がある。

3 海岸漂着ごみの実態調査・記録が必要

海岸に漂着したごみは、多くのボランティアにより海岸清掃が実施されているが、これまで回収されたごみの量、種類のデータが整理されていないことから、以前に比べ、量が増加又は減少傾向にあるのか、どのようなごみ種が漂着しているのかなどの実態が分かっていない。

海岸清掃のデータが整理され、ごみ量が減少傾向にあれば、活動者のやりがい感の充実につながるし、ごみ種等を分析することで具体的な対策を講じることも可能になる。

今後は、海岸清掃の活動記録を整理、保存させるため、統一したごみ量、ごみ種の記載を含めた活動記録を作成し、活動記録・内容を集約する仕組みを検討し、清掃活動を実施していく必要がある。

4 海岸清掃実施の費用面の支援が必要

平成 25 年度のアンケート調査の回答で、清掃活動を実施しているボランティア団体が最も大きな課題として挙げたのが、費用面に関することであった。

海岸清掃を実施するためには、現地までの交通費、清掃用具・機材等の購入費のほか、会員との連絡・広報、保険等の費用が必要となる。

また、多くの市町は、海岸清掃で回収したごみを受け入れ、可燃ごみは焼却、不燃ごみは埋立処分、又は民間業者に委託処理しており、市町にとって処分費用は大きな負担となっている。

今後も海岸清掃を継続して、発展的に取り組んでいくためには、海岸清掃するボランティアや回収したごみを処分する市町の処分費用を支援していく必要がある。

5 参加者の連携・協力が必要

海岸清掃は多くのボランティア団体により実施されているが、他の団体の活動内容については、あまり把握されているとは言えず、独自に清掃活動が実施されている。

アンケート調査結果で、他の団体と連携して効果的に進めるべきとの意見が多く寄せられ、清掃活動を実施している漁協、行政、港湾管理者、ボランティア団体が一堂に会する場を設定するなどして、活動者同士が意見交換・調整するなどして、効率的かつ実効ある活動とすることが大切である。

また、清掃活動がどの地域で、どのような活動を実施しているのかの情報が整理されていないため、清掃場所又は時間が重複し、清掃が必要な海岸で実施されていないこともあり、効果的・効率的な清掃活動が実施される仕組みを構築する必要がある。

6 海岸漂着ごみの原因となる関係業者の指導が必要

アンケート調査結果から、県内の海岸漂着ごみは牡蠣養殖に伴う発泡スチロール、フロートパイプ等の廃棄物が多い現状が明らかになった。

海岸に漂着した牡蠣養殖の発泡スチロール、フロートパイプ等は、個々に業者名が記載されていないため、個別の業者名は特定できない。

このため、養殖業者全体に海岸漂着ごみとならない対策を要請するとともに、養殖業者自らが対策を検討するよう啓発していく必要がある。

7 清掃活動している企業等との連携が必要

近年、社会的な貢献等を考慮した企業評価が行われている現状から、企業戦略として、本来業務以外に、日常的に環境活動に取り組む企業が増えており、社会的貢献をアピールしている。

県内でも、企業による環境活動（CSR）として、宮島での海岸清掃などが実施されており、その活動に親子など多数が参加し、普段、海の実情に触れることのない人にとって、貴重な体験・活動となっている。

こうした環境活動は、企業の環境保全及び地域への貢献というメリットがあり、行政もその活動を積極的に活用すれば、多くの参加者に海ごみの実態を周知することができ、有効な活動になると考えられる。

8 海岸清掃に対する行政の関係部局の連携が不十分

海岸は、建設海岸、港湾海岸（国交省）、漁港海岸、農地海岸（農林省）に分類され、その管理者は、国、県、市町村の建設、農林の担当部署となっている。

毎年、多くの参加者により実施される「リフレッシュ瀬戸内」海岸の清掃活動は県・市町の建設部局、回収したごみの処分は県・市町の環境部局、海岸漂着ごみの中で多いカキ養殖に伴うごみを発生させているカキ養殖業者は県・市町の農林（水産）部局が担当している。

海岸漂着ごみ対策は、これら県・市町の建設・環境・農林の関係部局が情報共有を図りながら、課題の整理、対策を協議するなど連携して対処する必要があるが、対策の窓口、協議する場が整理されていないことから、行政における海岸漂着ごみの対応が不十分ではないかとの指摘がある。

第8章 海岸漂着ごみの清掃を推進していくための対策

8-1 海岸漂着ごみの実態の周知及び清掃活動の広報

平成25年度及び26年度に実施した県内の海岸漂着ごみの調査で、県内の海岸に漂着ごみが打ち上げられており、局所的には大量のごみが漂着している実態が明らかになった。

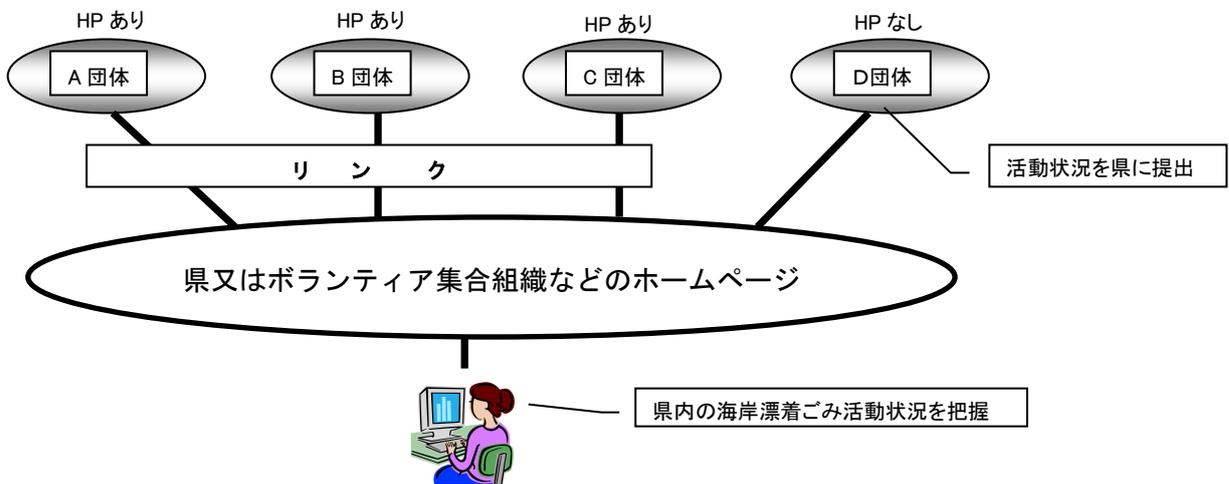
こうした海岸漂着ごみは、多くのボランティアの善意により清掃されているが、普段は、海に関することは多くの住民に接しにくく、海岸に多くのごみが漂着していることや、ボランティアによる海岸清掃が実施されている状況が周知されていないため、こうした海岸の実態及び活動を積極的に広報していく必要がある。

広報の方法として、パンフレット、チラシ、ホームページ又は、マスメディア等の様々な手法がある。清掃活動を実施しているボランティアの中には、自らの活動をアピールするためホームページを立ち上げていることもあるが、海岸漂着ごみの活動だけを実施している団体はなく、海岸漂着ごみの活動状況を掲載していても探しにくいこともある。

このため、海岸漂着ごみの内容が即座に探せるホームページを開設し、ボランティア団体の活動状況を集約する又は、ボランティア団体のホームページとリンクするような仕組みが必要である。

なお、県では、海岸漂着ごみに関するホームページを立ち上げており、随時、活動状況等を掲載して、海岸漂着ごみの実態、対策の必要性等を広報することとしている。

(今後の対策)



循環型社会の実現

● 廃棄物の3R（発生抑制・再使用・リサイクル）
● 廃棄物の適正処理と不法投棄防止対策を推進し

産業廃棄物処理

産業廃棄物処理業者
許可申請・届出

産業物の3Rの推進

産業物の3R(発生抑制(Reduce)・再使用(Reuse)・リサイクル)

びん・プラスチック・びん・ガラス類

産業物の適正処理と不法投棄防止対策

産業物の適正処理のための情報や不法投棄防止

家庭ごみ(一般廃棄物)

産業廃棄物

産業物の不法投棄等

浄化槽

海岸漂着ごみ対策

守ろう広島海(海岸漂着ごみ対策)

印刷用ページを表示する 掲載日: 2014年10月1日更新

海岸漂着ごみとは

海岸漂着ごみとは、海域漁業等で発生したり、陸域で捨てられたりしたごみが潮の満ち引き、波、風等により、海岸に打ち上げられたものをいいます。広島県は瀬戸内海(内海)に面しているためか、他海域に比べて漂着量は少ないですが、それでもたくさんの生活系ごみ、産業系ごみが海岸に流れ着いています。

海岸漂着ごみが及ぼす影響

景観への影響：美しい海岸の景観を損ね、海水浴や観光等への影響が懸念されます。
安全への影響：危険なごみも多く存在し、触れるとけがをする恐れがあります。
生物への影響：海洋生物に巻きついたり、誤食して死亡する事例などがあります。

環境省によりますと、海岸漂着ごみのうち生活系ごみが約半分の調査結果が出ております。
「ごみの持ち帰り」、「ポイ捨て防止」、身近なところから結構です。「広島県のきれいな海」を守っていきましょう！

海岸漂着ごみに関する法令

平成21年7月、海岸漂着物対策の推進を図ることを目的とした、海岸漂着物処理推進法が成立しました。この法律を踏まえ、関係者の適切な役割分担と幅広い連携・協力の下で、海岸での漂着ごみ対策の取組が始まっています。

[海岸漂着物処理推進法\(環境省HP\)](#)

県内の海岸漂着ごみ回収活動の取組

毎年、国土交通省の呼びかけによる「リフレッシュ瀬戸内」や、広島県が認定している「せとうち海援隊」など、行政機関、海岸管理者、ボランティア等により海域の環境保全活動が推進されており、各海岸において様々な海岸清掃活動が実施されています。

「リフレッシュ瀬戸内」(瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会)

「せとうち海援隊支援事業」(ecoひろしま～広島県環境情報サイト～)

海岸清掃活動を紹介します

県内の海岸清掃活動の一例を紹介いたします。

広島県の海岸漂着ごみに関する取組

広島県では、平成25年度から瀬戸内海の良好な景観及び環境の維持・向上を目的に、「せとうち海岸漂着ごみ対策推進事業」として、県内における海岸清掃などの実態調査、関係機関との連絡会を行っています。平成25年度に実施した調査については次のとおりです。

海岸清掃活動紹介

印刷用ページを表示する 掲載日: 2014年10月1日更新

海岸清掃活動紹介

平成25年度

03月17日「七瀬クリーンアップ作戦」～具布市安部町 七瀬海岸清掃活動～
毎年6月に、具布立11原中学校の1年生が環境学習(環境教育)として、県海上保安部の協力のもと七瀬海岸の清掃活動、海岸漂着ごみの調査を行っています。この活動は第4管区海上保安本部の「瀬戸内海・宇和島クリーン作戦」の一環でもあり、海岸清掃は県海上保安部の職員による「海の役割、漂着ごみによる海洋汚染」についての調査や「事故被害対策」の実践がなされました。



04月16日「クリーンアップ鳥居」～広島県立 長瀬海岸清掃活動～
「リフレッシュ瀬戸内」の一環で、地元の長瀬中学校、大津高校などが連携し、毎年4月下旬(海開き前)の清掃ボランティア活動として長瀬海岸の海岸清掃を行っています。
今年に中学、高校の先生と学生の有志約100名が海岸に集合し、海岸漂着ごみの回収を行いました。



8-2 海岸漂着ごみの実態調査・記録

海岸清掃の状況について、一部の活動者は回収したごみ量・種類などを記録しておらず、また、記録していても記録の方法が異なっていることから、県内の清掃活動の参加者の人数、回収されたごみの種類、回収量が経年的にどのようなになっているか整理されていない状況にある。

このため、清掃活動者が清掃活動の記録を簡易に調査・記録できる方法を提案し、その記録を収集し、取りまとめていく必要がある。

海岸漂着ごみの調査方法について、全国的に統一されたものはなく、各機関の調査目的により、次のとおり実施されている。

【海岸漂着ごみの清掃記録】

機関等	名称	調査方法
(財)環日本海環境協力センター	海辺の漂着物調査	海岸に設定した縦横 10m区画内の地表面の人工物を8種類に分類し、個数と重量を測定
第6管区海上保安本部	漂着ごみ分類調査	回収量 (kg) と回収物 (木, プラスチック等) の個数と割合 (%)
国交省東北地方整備局, クリーンアップ全国事務局等	水辺の散乱ごみ指標評価手法	ごみ漂着状況の写真撮影, 目視によるごみ漂着量 (かさ容量) の推計 (ごみ袋の個数 (12 ランク) の目安表あり)
瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会	リフレッシュ瀬戸内	回収量, 簡単なごみ種 →清掃場所のごみ量等の集計

海岸漂着ごみの統一した記録について、活動者の負担とならないよう理解を得て行うことが大切であるため、記録内容は必要最低限の協力が得られるものとする必要がある。記録内容の具体的なものとして次のものが挙げられ、清掃時に記録する「海岸清掃活動記録用紙」(案) 記録用紙を作成した。

【海岸清掃の記録事項】

	記録が必要な項目	記録すべき項目
基本項目	活動団体名, 実施日, 実施場所 実施時間 (開始～終了), 参加人数	天候
実施状況	実施前と実施後の写真	実施場所全体の写真 回収したごみの写真
実施記録	回収したごみの種類, 量 (重量 ^{※1} 又は体積 ^{※2}) ごみの処分方法 (市町, 活動者, その他)	種類毎の割合又は% ^{※3}

※1: 市町が処分する場合、市町の処理施設で重量を測定していることがある。

※2: 体積は目視により確認する (又は水辺の散乱ごみ指標評価手法によるごみ袋の個数で推計する方法あり)。

※3: 割合又は%は目視により確認する。

今後は、海岸清掃している団体等に、作成した「海岸清掃活動記録用紙」を配布・周知し、清掃時の状況を記録し、その記録を行政に提出するなどして、海岸清掃した場所又は県内の海岸の状況を取りまとめていく必要がある。

海岸清掃活動記録用紙[案]

清掃活動団体名	代表者 _____ 連絡先(TEL) _____		
実施日	年 月 日 ()	天 候	
清掃時間	開始 : 終了 :		
清掃場所	(住所, 海岸, 港湾, 漁港名等を記入)		
清掃場所の状況	・砂浜 ・礫浜 ・岸壁 ・その他()		
清掃範囲	延長:	面積:	
参加人数	大人 人	小人 人	
清掃に使用した機械	・バックボウ : 台 ・車両 : 台 ・ユニック : 台 ・その他()		
回収状況	回収量: ※回収量は, 重量(kg), 体積(m ³) 又は 20 リットルゴミ袋5個分等の表現でも可		
	回収したごみの種類 ※ ()内には全体の割合を記入 例: ペットボトル(20%) ・ペットボトル() ・かき養殖パイプ() ・発泡スチロール類 () ・その他のプラスチック類 () ・金属類 () ・ガラス類() ・流木, 竹 () ・その他 () ※その他は具体的に名称を記入		
回収ごみの処分方法	・市町 ・清掃実施者 ・その他()		
清掃実施後の感想, 要望等 (自由に記載してください)			

※ 次の写真を添付してください。最低限の枚数で可

- ① 清掃前の写真, ②清掃後の写真(清掃場所の全体がわかるもの), ③回収(集積)したごみの写真

8-3 海岸漂着ごみ清掃活動の費用面の支援

海岸清掃はボランティアの善意により実施されており、今後、継続して実施されるよう支援していく必要がある。平成 25 年度のアンケート調査で、ボランティアからの具体的な要望は、費用面の支援が最も多い状況にあった。

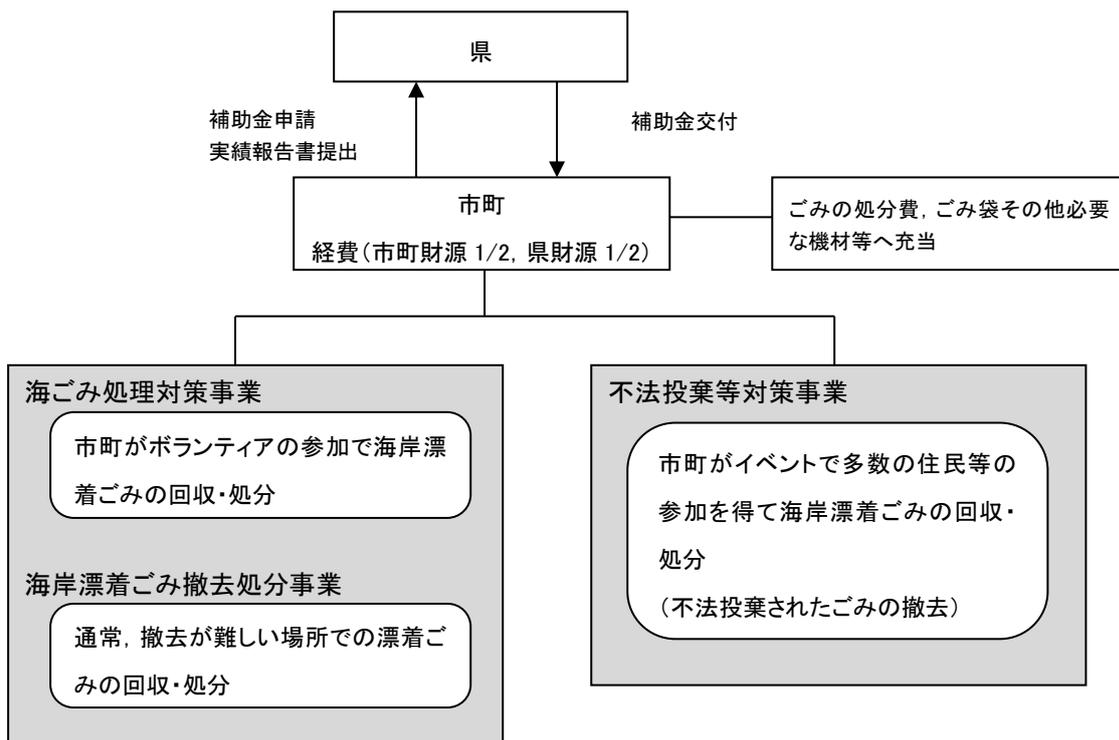
県では、産業廃棄物埋立税を活用した「地域廃棄物対策支援事業」の中で、平成 20 年度から市町が実施する海岸清掃事業について、ボランティア団体が参加するものは経費の 1/2 を補助しており、この支援事業の中で、軍手等の用具、回収したごみの処分費用に充てることが可能である。

また、清掃活動が難しい場所における海岸清掃について、必要な資材を使う場合はその費用も支援の対象となっており、財政的な支援はこれら事業で対応できるものと考えられる。

市町における海岸清掃は、環境部局、港湾部局及び水産部局で対応していることがあり、十分に活用していくため、市町の各部局で活用できる事業であれば積極的に活用するよう周知を図っていく必要がある。

こうした県の支援事業の活用を周知啓発することで、海岸清掃における資金面の支援を図っていくこととしている。

【現状の支援策】 県の市町に対する支援（地域廃棄物対策支援事業）



8-4 清掃活動実施者の連携・協力

海岸漂着ごみの対策は、行政・海岸管理者・清掃している民間団体・漁業等の関係団体が情報共有・意見交換しながら、連携・協力して取り組むことが大切である。

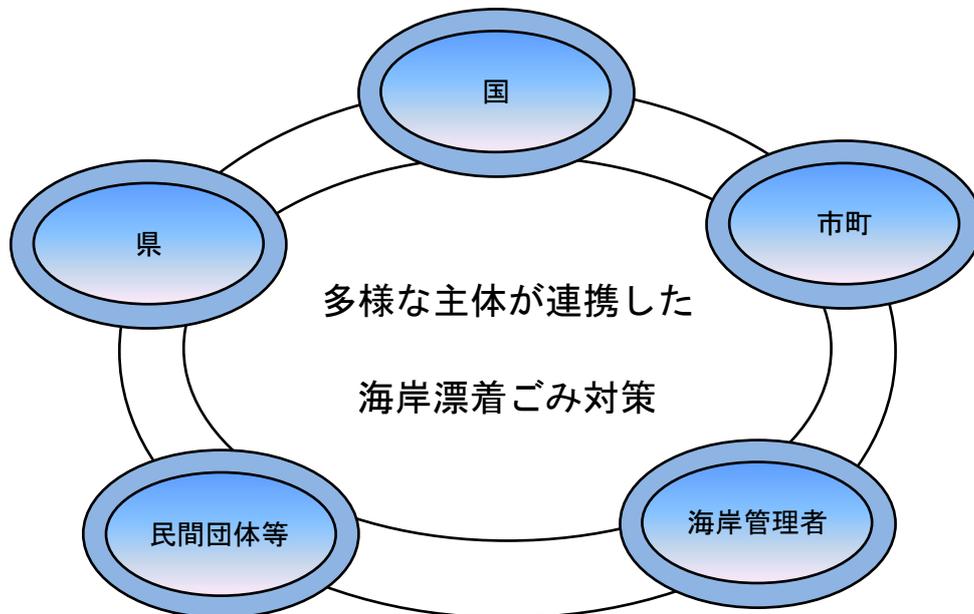
現状では、行政・民間団体が実施している海岸清掃は、個々の情報が共有されておらず、相手の情報がわからないことから、清掃実施者から清掃予定の砂浜・海岸が既に清掃済であったとの意見があり、必ずしも効果的な海岸清掃ということになっていないという指摘もある。

その対策として、年度当初、行政・団体が一堂に会する場を設定するなどして、年間の活動計画の情報共有ができ、今後、継続して活動する場合の課題、要望等を意見交換することが可能となる。

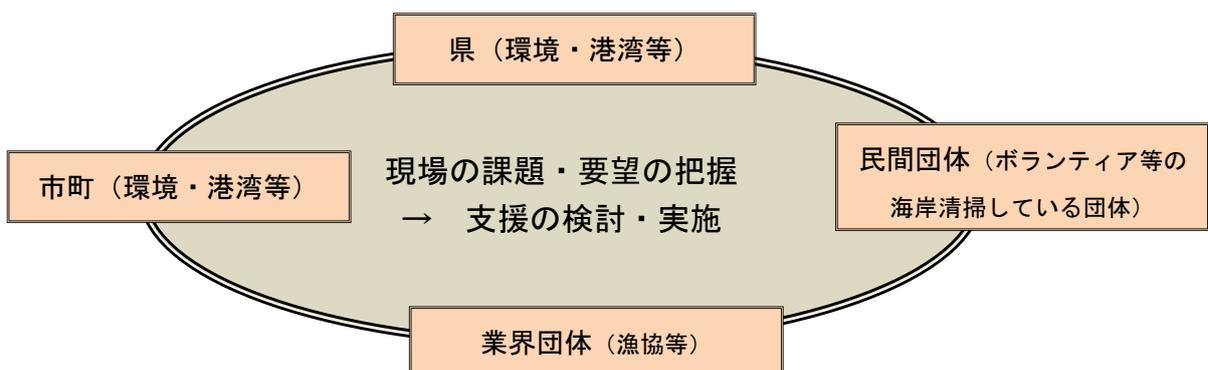
また、年間の活動実績を報告すれば、その内容を集計することで、県内の海岸漂着ごみの実績・傾向を把握でき、今後の対策を検討することができる。

【関係機関の連携】

●大きな場の設定



●小さな場の設定（ブロック又は地域毎に設定 意見交換会等）考えられる案



8-5 関係業者の指導と連携

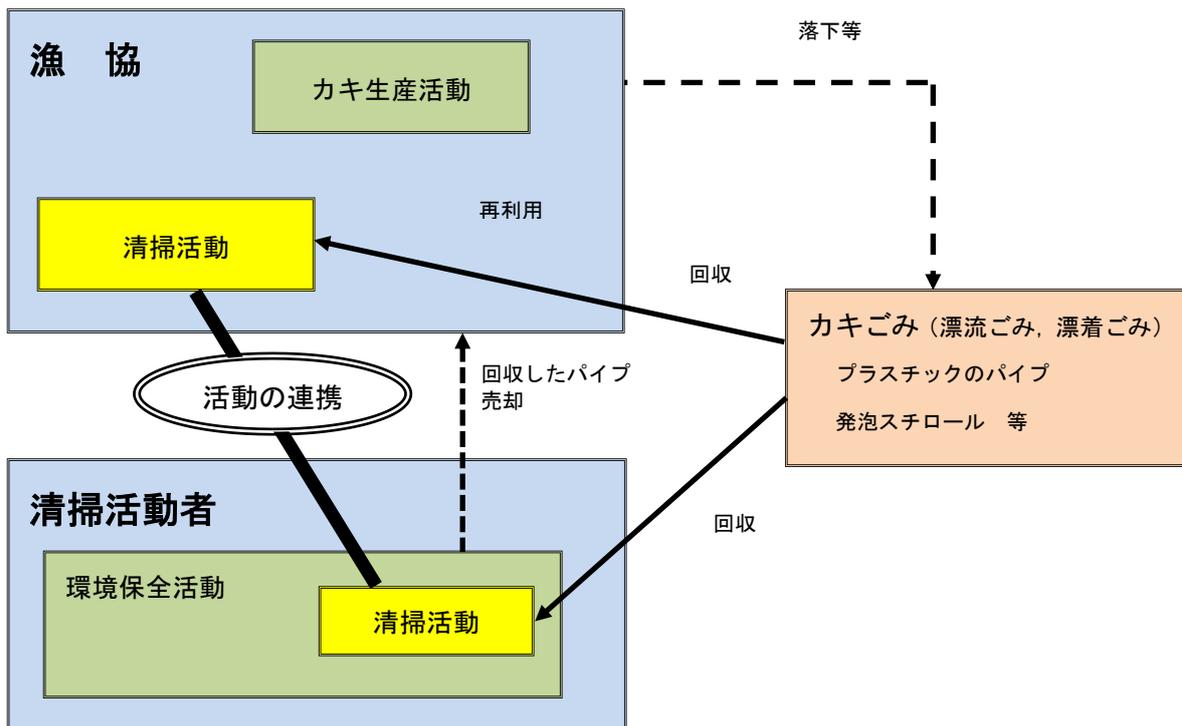
海岸漂着ごみの実態調査で、特に西部海域においては、カキ養殖に伴うごみが多いことが改めて把握できた。広島は全国有数のカキ生産地であり、広島湾には多くのカキ筏が存在している。

海岸に漂着したごみ（プラスチックのパイプ、発泡スチロール等）は、カキ養殖に伴うものであるが、個々のごみの排出者（養殖業者等）は不明であるため、個々の業者は勿論のこと、業界全体で対策を検討すべきと考えられる。

海岸清掃している団体から、規制を強化すべきという意見がある一方で、漁業者とは連携して対処すべきとの意見がある。海岸清掃した団体が回収したカキ養殖に伴うごみ（パイプ等）を、漁協が購入するなど、清掃している団体と漁業者と連携して対応している例*も見られる。

漁業者は、毎年、広島県漁業協同組合連合会（県漁連）の呼びかけで、漁協毎に、カキ資材清掃、海岸清掃を実施しており、その情報（回収日、回収量等）の情報が周知されていないことがある。

こうした漁協の活動について、活動と一緒にすれば良いと考えるボランティア団体もいるので、お互いの情報交換、連携した活動が実施できれば、より良い海岸清掃活動の実施に繋がるものと考えられる。



* 平成12年頃、広島県西部漁業振興協議会（27漁協）が山口県の周防大島の海岸で回収されたパイプ等のカキ養殖に伴うごみを買取（HP）

8-6 企業のCSR活動との連携

近年、企業は単に利益を追求するだけでなく、組織活動が社会へ与える影響に責任をもつ必要があり、社会的な貢献度などを考慮して企業評価が行われている。

また、環境に関する業務について、企業戦略の重要な部分を占めていることから、社会的貢献として、本来業務以外に、日常的に環境業務に取り組む企業が増えている。

こうした企業の社会的貢献度は、毎年、CSR報告書*として作成されており、社会的貢献度をアピールしている。

*CSR報告書: CSRは事業者の社会的責任と訳され、環境を事業者が果たすべき社会的責任のひとつとらえ、社会貢献活動や法令順守に関する情報と一緒にとりまとめられたもの

企業の環境保全活動として、トヨタ自動車の「AQUA SOCIAL FES!!」では、毎年、多数の親子が参加して、宮島で海岸清掃や生物観察など、環境保全に関する有意義な活動が実施されている。

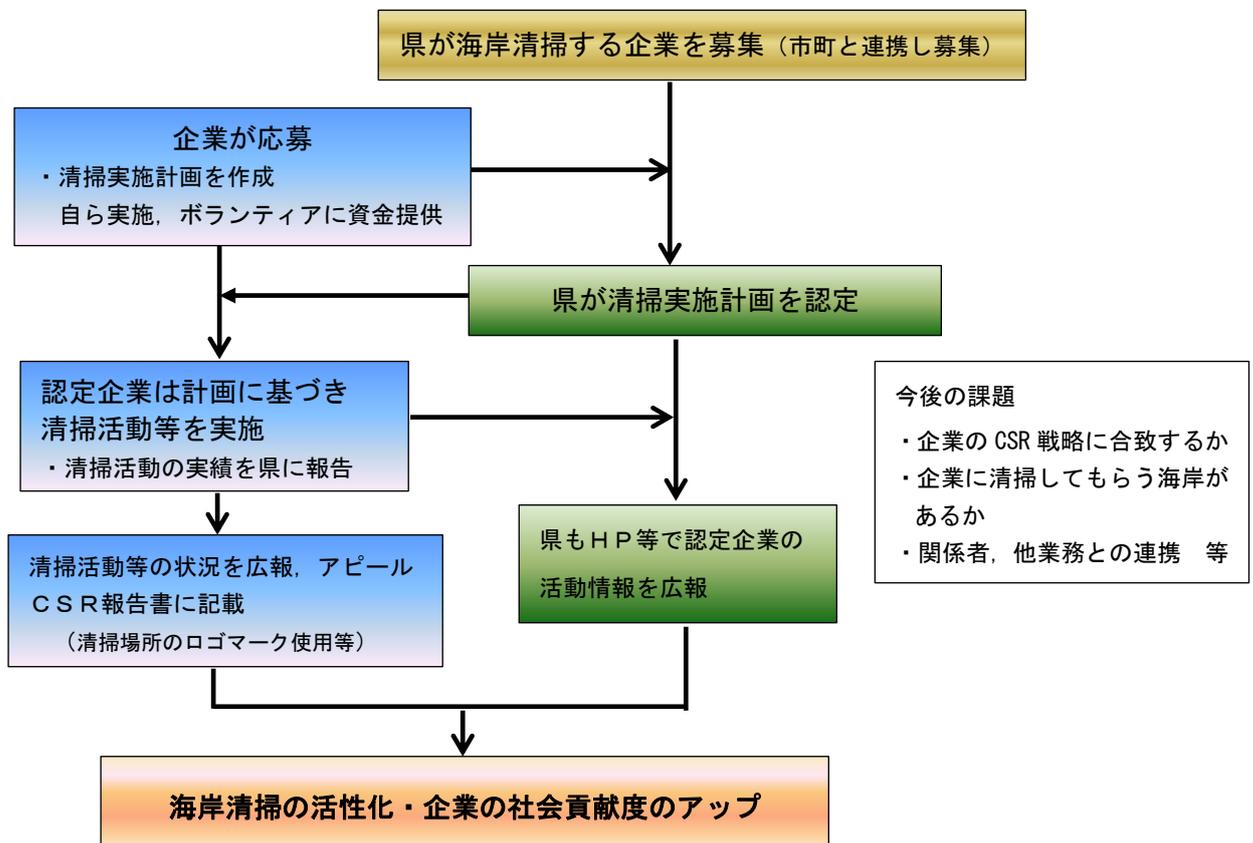
こうした企業の環境保全に関する活動は、大小、色々な活動が実施されており、このような活動と連携していけば、住民の海に関する関心も高まり、海岸清掃も自ずと継続的な活動になっていくと考えられる。

このような企業の意欲を盛り上げていく必要があり、行政としても支援していく必要がある。

また、行政としても、企業に具体的な環境活動を提案し、それを実施する企業を支援していく方法も考えられる。その一例を次に掲げた。

【検討例】

海岸清掃する企業を県が認定し、県が認定企業の活動を広報、認定企業の広報等により企業イメージの向上



8-7 海岸清掃に対する行政の連携

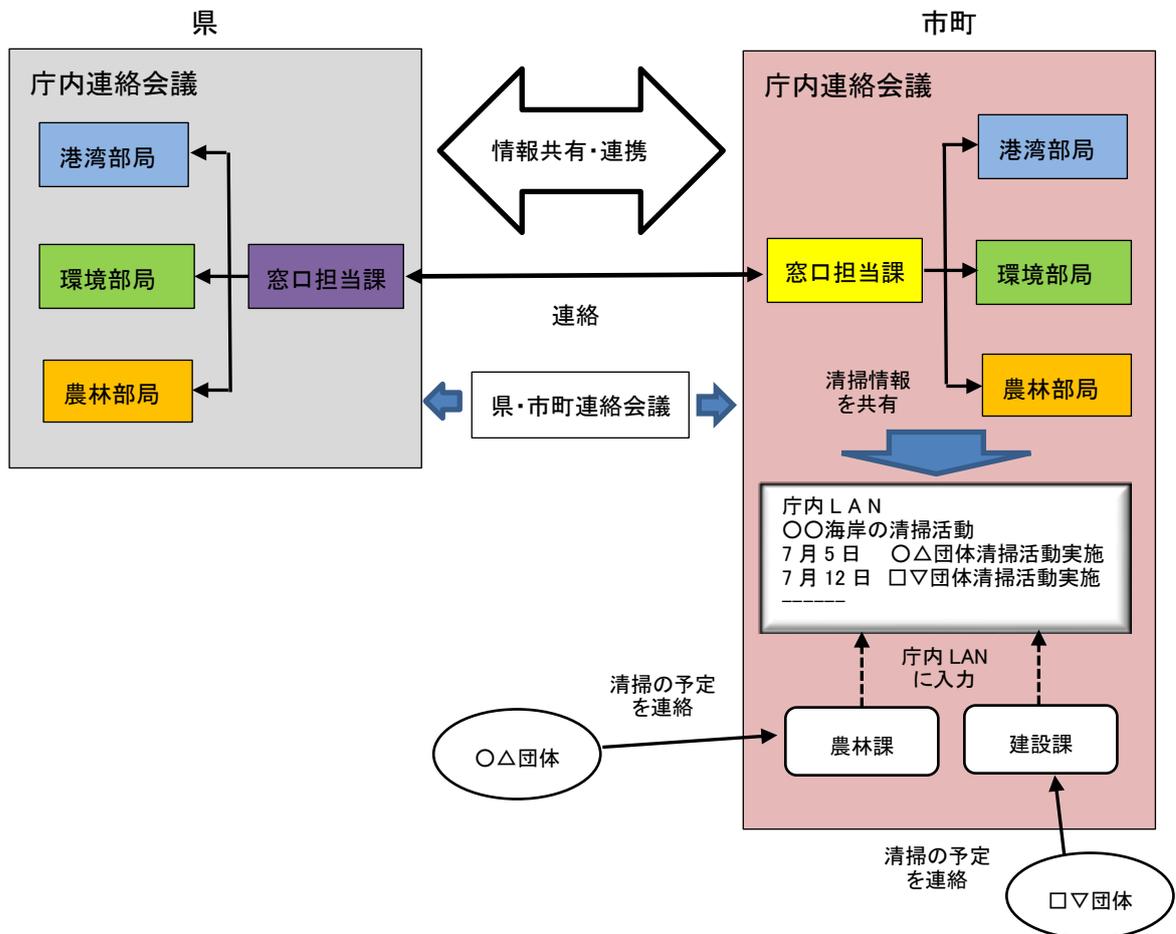
海岸漂着ごみの清掃について、毎年実施されている「リフレッシュ瀬戸内」による活動は港湾（建設）部局、回収したごみの処理及び環境保全は環境部局、海ごみの原因となるカキごみ等の漁業から発生するごみは農林部局の担当となるなど、関係部局が分かれている状況にある。

このため、県及び各市町において、海岸漂着ごみの対策を実施している港湾（建設）部局、環境部局及び農林部局の窓口を整理するとともに、連絡会議を設置して、連携・情報共有を図っていくことが大切である。

また、海岸清掃活動の効率的な実施を図るため、海岸清掃を予定した団体から清掃を実施する場所や日時の情報があれば、市町の関係課に情報を伝達し、情報共有を図っていく必要がある。

※ 清掃を予定していた団体から、海岸を管理する市町の建設部局に清掃の場所・日時等を伝えていたが、商工観光の担当課がイベント行事を実施のため、予定した団体が実施する前に清掃を実施していたということがあった。

県と市町の連携の方法案



終わりに

海岸漂着物の対策については、平成 21 年 7 月、海岸漂着物処理推進法が制定されており、また他の都道府県においては、法に基づく地域計画を作成し、対策の推進が図られている。

海岸漂着物処理推進法の制定の理由として、安全な暮らしへの影響、景観やレジャーへの影響、海洋生物への影響であるが、その他、特に日本海沿岸に外国から大量の廃棄物が漂流することの対策もあった。

広島県においては、外国から漂流する廃棄物はないものの、今回の海岸漂着ごみの実態調査で、多くの漂着ごみが存在している実態が明らかとなった。

海岸清掃は、県・市町等の行政機関又は限られたボランティア等の民間団体により実施されているものの、こうした現状の対策で十分か、今後とも継続されるのか、さらに推進していく必要があるのかを検討し、実現可能なものから具体策を講じていく必要がある。